黄色ハッチ：穴埋め箇所

資料２

首都圏大規模水害広域避難計画モデル
（案）

令和７年３月

首都圏における広域的な避難対策の

具体化に向けた検討会

首都圏大規模水害広域避難計画モデル（案）

目次

はじめに 1

1. 対象とする災害 2
   1.1 対象災害 2
   1.2 対象地域 7

2. 大規模水害時の住民避難の考え方 8
   2.1 避難行動パターン 8
   2.2 避難行動パターン別の避難者数 10
   2.3 広域避難の想定時間 13
   2.4 避難のタイミング 16

3. 広域避難先施設 17
   3.1 広域避難先施設の運営方法 17
   3.2 広域避難先施設の開設運営計画の作成 25
   3.3 広域避難先施設との協定締結 27

4. 避難手段・避難誘導 33
   4.1 避難手段 33
   4.2 避難誘導 47

5. 広域避難に関する情報の発表・発令 53
   5.1 広域避難に関する情報の発表・発令 53
   5.2 広域避難に関する情報の伝達手段 56

6. 首都圏大規模水害広域避難タイムライン 61

7. 平時の普及啓発 66

参考資料 69

用語の定義

本計画モデルにおいて、以下のとおり用語を定義する。

【大規模水害】

自治体の行政区域を越える避難（広域避難）を必要とするような、これまで経験したことがない規模の水害のこと。

【東京東部低地帯】

東京都東部に広がる、海抜ゼロメートル地帯を含む低地域のこと。

【自宅等からの避難】

自宅等から安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。少なくとも以下の①～③のいずれかに該当する場合には自宅等からの避難の必要がある。

①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っている。

②自宅等の全居室が浸水する。

③自宅等が長期間浸水することにより生じる可能性がある支障※を許容できない。

※支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれや、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。

【屋内安全確保】

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下の①～③の条件をすべて満たしている場合に、自宅の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、住民が自らの判断で計画的に身の安全を確保すること。

①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと。

②自宅等に浸水しない居室があること。

③自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

【自主避難（＝自主的な避難）】

住民自らが災害リスクのある区域外等の安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等、行政が指定した避難先以外の場所を避難先として確保し、避難すること。

【垂直避難】

近隣のマンションやビル等、身の安全の確保が可能な建物の浸水しない上階への移動により、計画的に身の安全を確保すること。

【広域避難】

自治体の行政区域を越える避難のこと。

【広域避難者】

自治体の行政区域を越えて避難する避難者のこと。

【広域避難自治体】

広域避難の実施を検討している自治体のこと。

【運営要員】

広域避難先施設を運営するため、広域避難自治体が派遣する職員等のこと。

【広域避難先施設】

広域避難者を受け入れる施設のこと。

【広域避難先施設立地自治体】

広域避難先として確保した施設が立地している自治体のこと。

【広域避難先施設管理者】

広域避難先としての施設利用について協定等を締結した当該施設の管理者。

【広域避難に関する情報】

住民に広域避難等の避難行動を促すために行政が発信する情報のこと。

【具体化検討会】

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」のこと。

【旧検討会】

「首都圏における大規模水害広域避難検討会」のこと。

はじめに

近年、気候変動等の影響により水害が激甚化し、暴風・波浪・高潮特別警報が発表されるような数十年に一度の強度の台風等による大規模な被害の発生が見込まれている。

例えば、東京の東部低地帯は、海抜ゼロメートルのエリアが広がっており、荒川や江戸川の洪水や東京湾高潮等が発生した場合、広範囲に甚大な浸水被害が想定され、自治体の行政区域を越える「広域避難」が必要となる。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年 6 月に内閣府と東京都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下「旧検討会」という。）を設置し、関係機関間の役割分担・連携について検討を進め、「広域避難計画策定支援ガイドライン（令和 4 年 3 月）」を取りまとめてきた。

令和４年６月には、本ガイドラインの取りまとめを踏まえ、広域避難計画を策定するフェーズに移行するため、内閣府と東京都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」（以下、「具体化検討会」という。）を設置した。

具体化検討会では、新たに報道機関等・通信事業者を構成員に加え、広域避難先の開設運営方法や広域避難先への避難手段･誘導等の具体化､広域避難における情報発信のあり方等を検討し、このたび行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

本計画モデルは、広域避難の実施を検討している自治体が、広域避難計画を策定することができるよう、計画に定める内容や留意点等を取りまとめたものである。

大規模水害における広域避難の実施に当たっては、多数の関係機関と多岐にわたる連携が必要であるため、事前に手順などを定めておくことが必要である。本書を基に策定する広域避難計画の検討過程において、平時より関係機関が顔の見える関係を構築し、相互に連携・役割分担して議論を積み重ね、広域避難の実効性を高めていく礎として活用されることを期待したい。

■本計画モデルの位置づけ

本書は、首都圏において広域避難が必要となる大規模水害のうち、旧検討会や具体化検討会において検討対象とした海抜ゼロメートルのエリアが広がる東京東部低地帯における広域避難対策の検討を基に、広域避難計画において定めるべき内容等を取りまとめたものである。他の地域において広域避難計画を策定する際は、各地域で対象災害を適切に設定し、対象地域の実情に応じた表現方法とするとともに、本書で記載している“東京都は当該道府県”、“〇〇区は当該区市町村”と読み替えて検討をしていただきたい。

1. 対象とする災害

1.1 対象災害

対象とする災害は、自治体の行政区域を越える避難を必要とするような、これまで経験したことのない規模の水害とする。

本書では、東京東部に位置し、海抜ゼロメートルのエリアが広がっている東部低地帯に影響する一級河川の荒川・江戸川の洪水と東京湾の高潮を対象とする。

水害により浸水が想定される範囲は、荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・江戸川河川事務所が作成した、荒川・江戸川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）と東京都港湾局が作成した東京都高潮浸水想定区域（想定最大規模）とする。

表　対象災害

種類	地域・河川	浸水が想定される範囲
洪水	荒川	荒川水系荒川　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 28 年 5 月指定）
	江戸川	利根川水系江戸川　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 7 月指定）
高潮	東京湾	東京都高潮浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 30 年 3 年作成） ※令和 6 年 12 月に区域図は改定されているが、本モデルでは、上記をもとに住民避難の考え方を定めている。

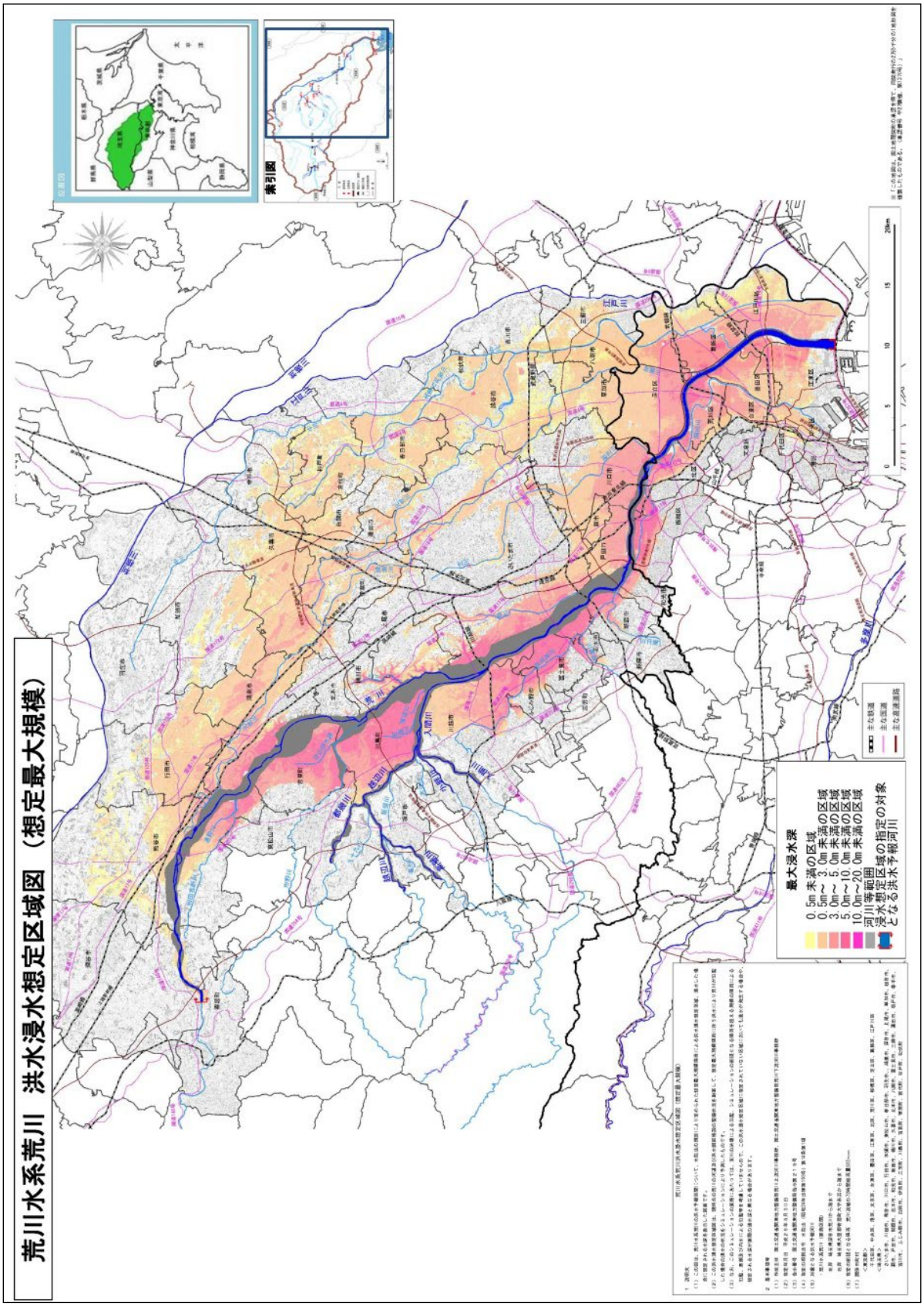

図　荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（浸水深）

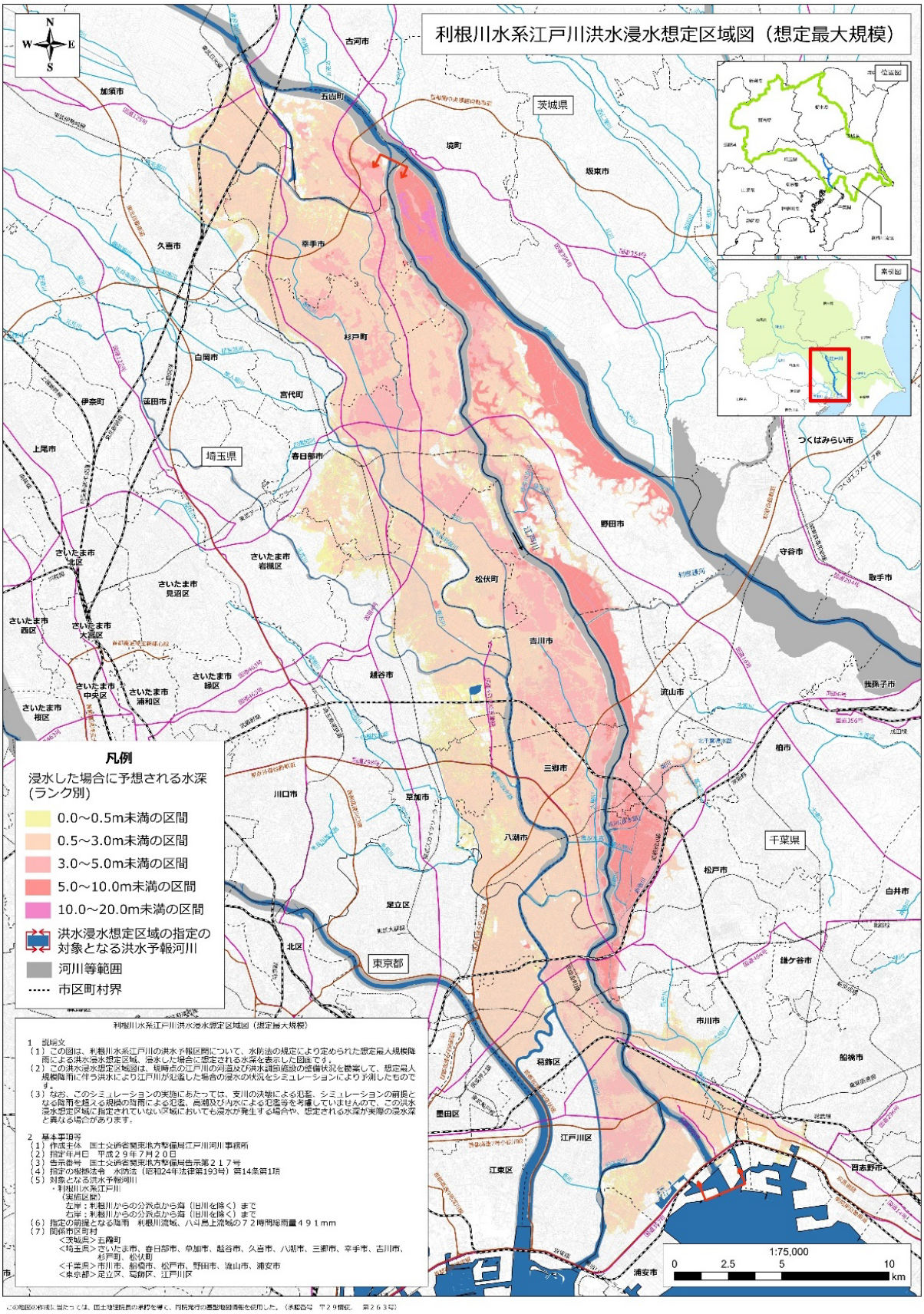

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号　平２９情使、第２６３号）

図　利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図（浸水深）

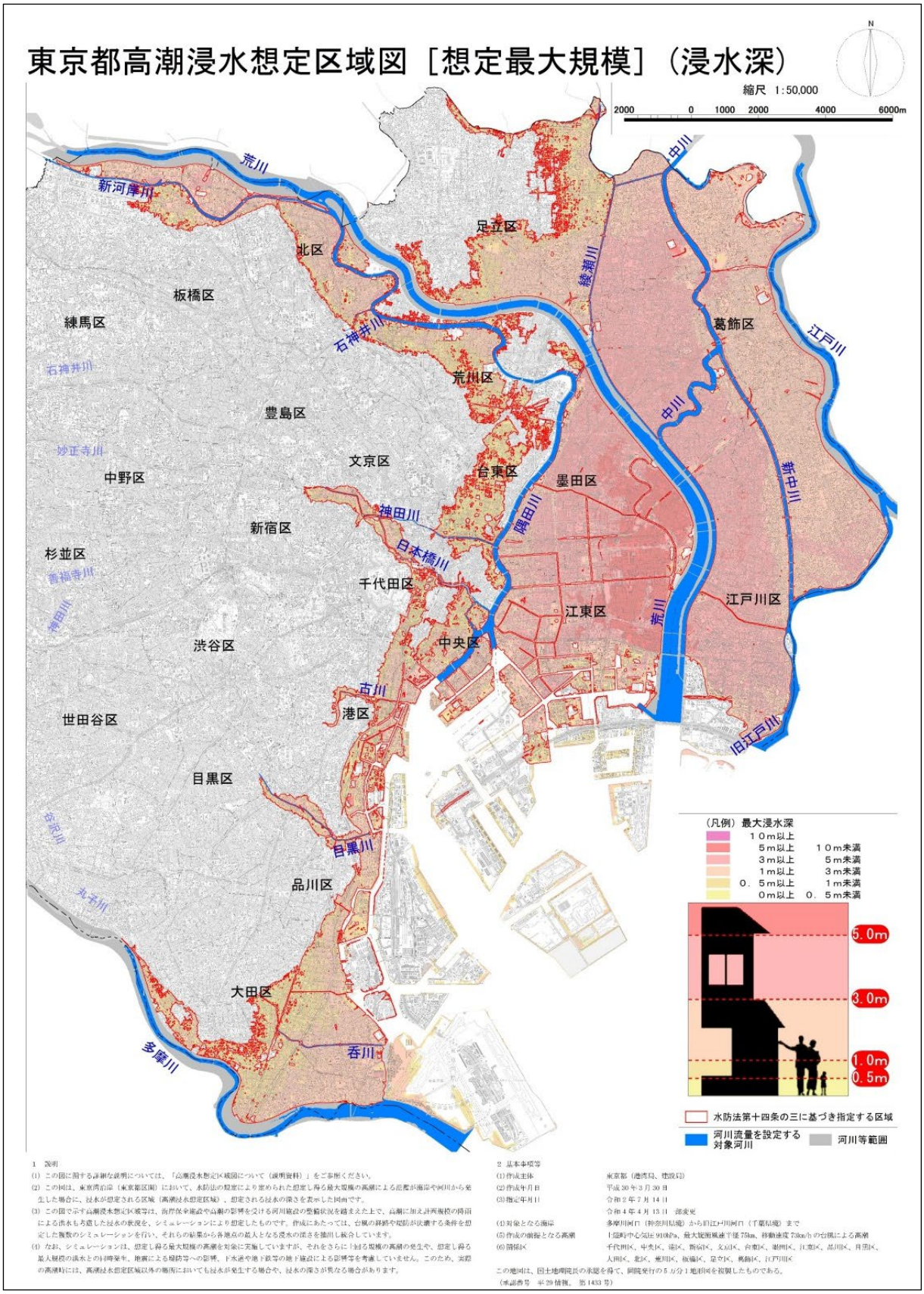

図　東京都高潮浸水想定区域図（浸水深）

【解説】

■浸水想定区域図の想定外力

本書で用いた荒川の洪水浸水想定区域図は、荒川流域の 72 時間総雨量 632 ㎜、江戸川の洪水浸水想定区域図は、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491 ㎜を前提として作成されている。（平成 27 年の水防法の一部改正により、洪水予報河川及び水位周知河川では、想定最大規模の外力を対象とした浸水想定区域図が作成）

高潮の浸水想定区域図は、わが国の既往最大の台風（室戸台風級 910hPa）を想定し、東京湾に最大の高潮を発生させるような台風の経路を設定して作成されている。

各自治体で広域避難計画を策定する上では、各自治体の地域の実情に応じた河川等を対象にして検討されたい。

■同時生起を想定する災害

一級河川である荒川等で氾濫が発生した際は、以下に示す中小河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害についても同時生起の可能性があるため、広域避難自治体内の浸水エリア外等に立地する避難所の利用可否の判断や、避難ルートの設定等において考慮することが必要となる。

表　同時生起を想定する災害

種類	被害想定
中小河川の氾濫・内水氾濫	浸水予想区域図
土砂災害	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

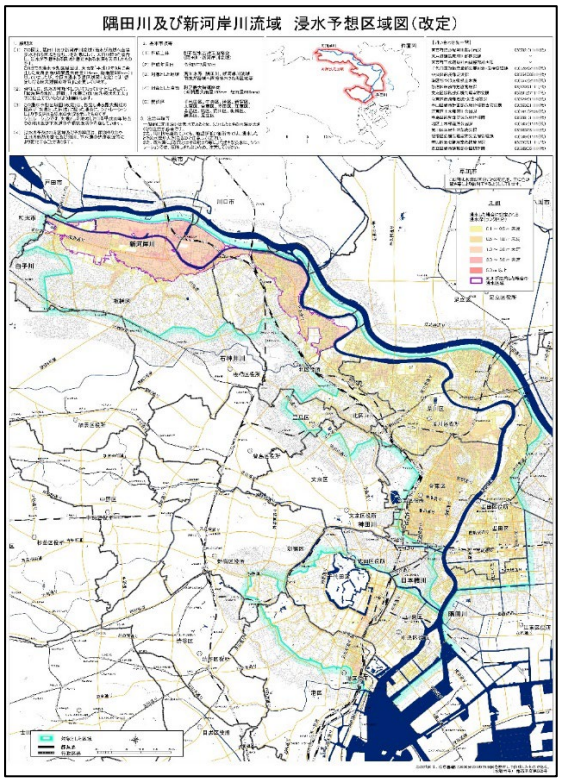

図　隅田川及び新河岸川流域　浸水予想区域図（東京都）

1.2　対象地域

対象とする地域は、対象災害の浸水想定区域にかかる区域が基本となる。

本書では、「1.1　対象災害」に示すとおり、対象災害を東京都における荒川・江戸川の洪水と東京湾の高潮としていることから、対象地域は浸水想定区域（想定最大規模）にかかる 17 区とする。

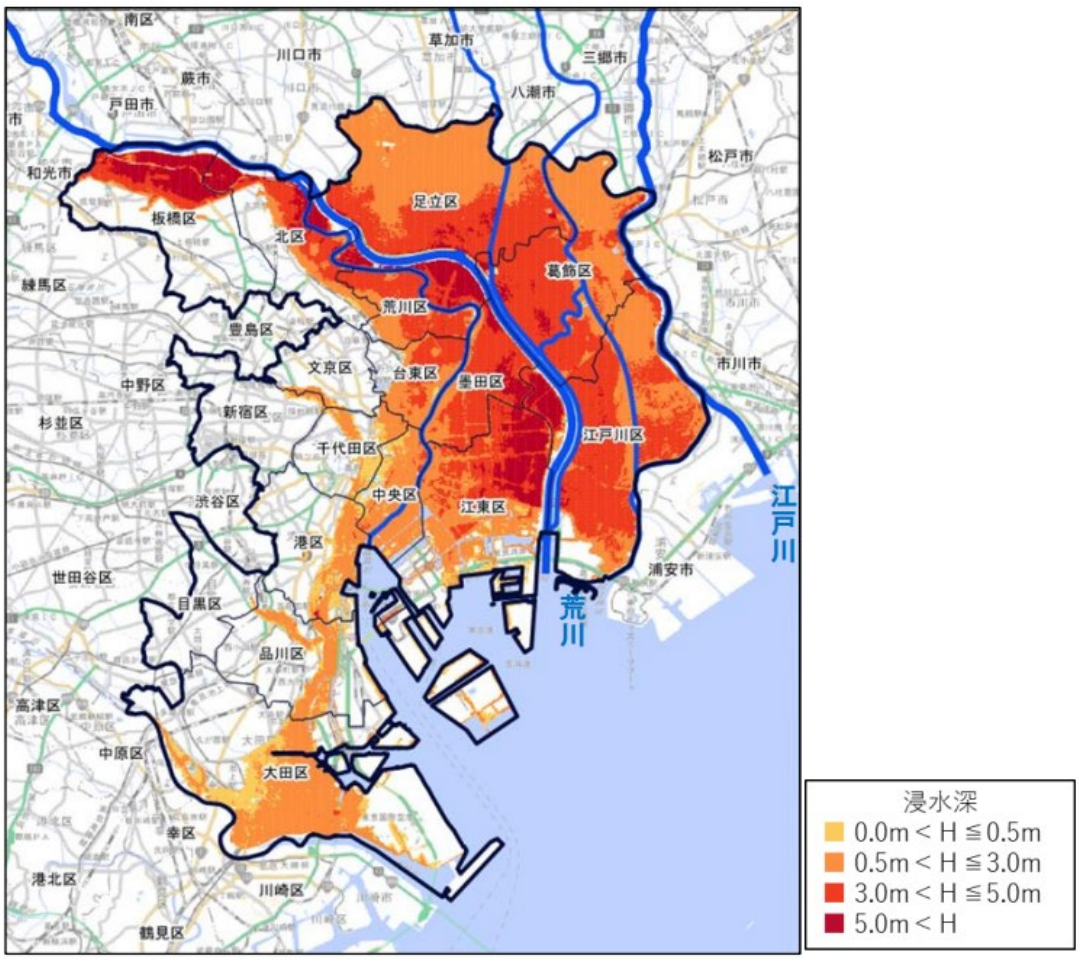

図　大規模水害による浸水の影響地域

（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、目黒区、北区、板橋区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区）

※浸水深は、対象災害（荒川・江戸川・高潮）の重ね合わせ

【解説】

広域避難計画を優先的に策定する必要があると考えられる地域として、今回の 17 区で考えると、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間が長いことなどを反映し、10 区（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、板橋区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区）を具体化検討会の基礎自治体の構成員として検討を進めてきた。

2.　大規模水害時の住民避難の考え方

2.1　避難行動パターン

大規模水害時は、多くの避難者が発生することが想定されるため、その際の住民避難については、自治体の行政区域を越える避難（広域避難）だけではなく、複数の避難行動パターンを組み合わせて対応する必要がある。

大規模水害時は、自宅等からの避難が必要な住民のすべてを行政が用意する避難先に受け入れることは困難となる。そこで、自宅等の災害リスクを事前に確認し、自宅等からの避難が必要ないと自ら判断できる場合には、あえて外出せず、屋内安全確保で対応することや、自宅等からの避難が必要であっても、浸水のない安全地域等に居住する親戚・知人宅やホテル・旅館等に自主避難することなど、いわゆる「分散避難」の考え方を取り入れ、それに応じた対応を促していく。具体的には、次に示すＡからＣの避難となる。

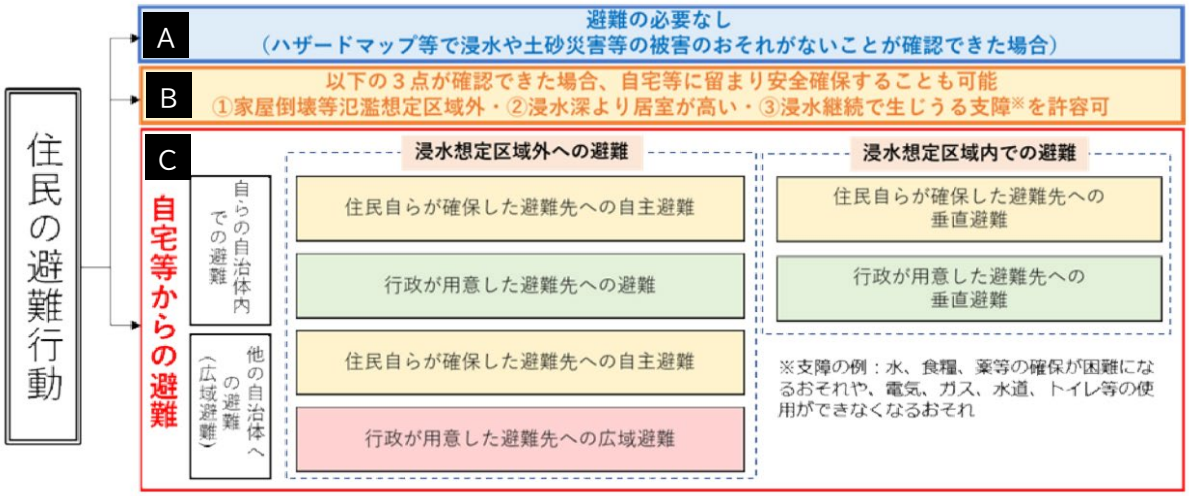

図　大規模水害時の住民の避難行動パターン

Ａ避難の必要なし

大規模水害の影響区域外に居住しており、自宅等からの避難の必要が無いこと。

Ｂ屋内安全確保

大規模水害の影響区域内に居住しているが、 次の全ての条件に該当し、自宅等での安全確保が可能なこと。

【自宅等での安全確保が可能な条件】

（1）自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（2）自宅等に浸水しない居室がある

（3）自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる

Ｃ自宅等からの避難

大規模水害の影響区域内に居住しており、次のいずれかの条件に該当し、自宅等からの避難の必要があること。

【自宅等からの避難が必要な条件】

（1）自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っている

（2）自宅等の全居室が浸水する

（3）自宅等が長期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できない

自宅等からの避難者は、対象地域の住民から「A避難の必要なし」と「B自宅に留まり安全を確保することが可能」に該当する住民を除いたものとなる。

C-1 自らが確保した避難先への自主避難

住民自らが 災害リスクのある 浸水区域外の安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等 、行政が用意した避難先以外の場所を避難先として確保し、避難すること。

C-2 行政が用意した避難先への避難（自自治体内）

行政が用意した浸水想定区域外等の避難先（自自治体内）に避難すること。

具体的には、浸水想定区域外の利用可能な指定緊急避難場所と、浸水想定区域内の指定緊急避難場所等の利用可能な階層等となる。

C-3 行政が用意した避難先への広域避難（他自治体内）

行政が用意した、他自治体に立地する避難先に避難すること。

具体的には、「C自宅等からの避難」から、「C-1 自らが確保した避難先への自主避難」と「C-2 行政が用意した避難先への避難（自自治体内）」の避難者を除いたもの。

【解説】

避難行動パターンは、自治体毎の地域特性を踏まえて検討することが望ましい。また、企業等との協定により避難先を確保している場合は、その避難先を見込むことができる。 要介護者や障害者のうち、避難時の長距離の移動が困難な避難行動要支援者については、 移動リスクをできるだけ回避できるように、自治体内の避難先等を優先的に利用するなどの工夫をすることが望ましい。

2.2　避難行動パターン別の避難者数

想定避難者数を「2.1 避難行動パターン」で示した分散避難の考え方に基づき試算する。

その結果、○○区（広域避難自治体）における想定避難者数は、下表のとおりである。

表　○○区（広域避難自治体）の避難行動パターン別避難者数

①避難の必要なし	②屋内に留まることも可能	自宅等からの避難			
		③住民自らが確保した避難先への避難	④行政が用意した避難先への避難（自区内・浸水想定区域外）	⑤行政が用意した避難先への避難（自区内・浸水想定区域内）【垂直避難】	⑥行政が用意した避難先への避難（他自治体・浸水想定区域外）【広域避難】
○人	○人	○人	○人	○人	○人

なお、旧検討会では、「１．対象とする災害」で示した荒川・江戸川・高潮の浸水想定区域にかかる 17 区を対象として試算した。

その結果、全人口約 620 万人に対して、①避難の必要なしが約 230 万人、②屋内に留まることも可能が約 126 万人、③住民自らが確保した避難先への避難が約 154 万人、④行政が用意した避難先への避難（自区内・浸水想定区域外）が約 18 万人、⑤行政が用意した避難先への避難（自区内・浸水想定区域内）【垂直避難】が約 23 万人、⑥行政が用意した避難先への避難（他自治体・浸水想定区域外）【広域避難】が約 74 万人と試算された。

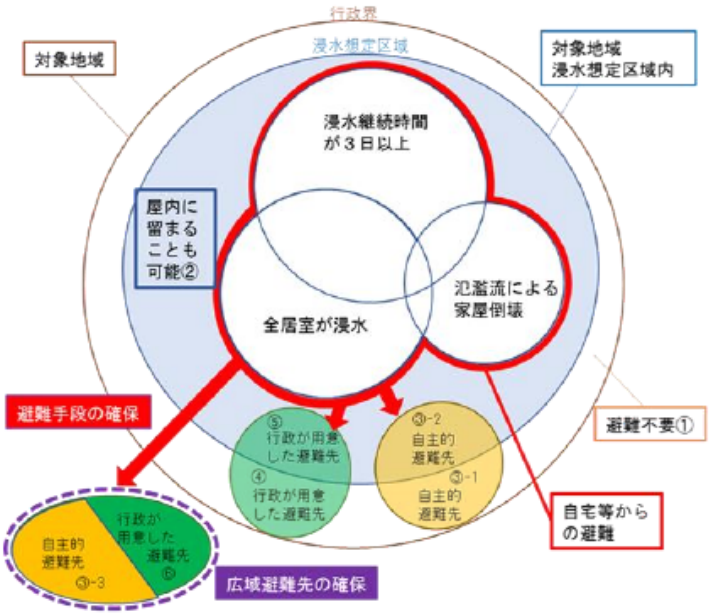

避難行動別整理表			区分	概数
避難の必要なし			浸水想定区域外に居住	① 約 230 万人
屋内に留まることも可能			浸水想定区域内に居住	② 約 126 万人
自宅等からの避難	自らの自治体内での避難	住民自らが確保した避難先への避難	浸水想定区域外	③－1
			浸水想定区域内	③－2
		行政が用意した避難先への避難	浸水想定区域外	④ 約 18 万人
			浸水想定区域内（垂直避難）	⑤ 約 23 万人
	他の自治体への避難（広域避難）	住民自らが確保した避難先への避難	浸水想定区域外	③－3
		行政が用意した避難先への避難	浸水想定区域外	⑥ 約 74 万人

※一定の条件に基づいた試算であり、避難行動別の人数規模を大まかに把握するためのものである。

③
約 154 万人

図　避難行動パターン別避難者数（旧検討会）

1　【解説】

具体的な算定手順や算定に用いるデータ等は、「広域避難計画策定支援ガイドライン（令和４年３月）首都圏における大規模水害広域避難検討会」に記載されている。

想定避難者数については、人口の変化などによって見直しが必要となることも考えらえるため、適宜、改訂を行うことが望ましい。

首都圏における大規模水害広域避難検討会
報告書

広域避難計画策定支援ガイドライン

令和４年３月

首都圏における大規模水害広域避難検討会

目次

1. はじめに 1
2. 用語の定義 2
3. 広域避難計画の策定内容及び検討手順等について 4
4. 大規模水害時における住民避難の考え方 6
5. 避難行動別の避難者数の算出手順について 7
5.1 避難行動別の避難者数の算出枠組みについて 8
5.2 対象ハザード及び自宅等からの避難等の条件の設定 9
5.3 避難行動別の避難者数の算出手順 10
5.3.1 【手順１】①対象自治体内の人口の算出 11
5.3.2 【手順２】②避難の必要がない人口、③屋内での安全確保も可能な人口の算出 13
5.3.3 【手順３】④自宅等からの避難者数の算出 14
5.3.4 【手順４】④-１行政が用意したハザード外の避難先（自らの自治体内）への避難者の算出【避難場所等への避難】 16
5.3.5 【手順５】④-２行政が用意したハザード内の避難先（自らの自治体内）への避難者数の算出【垂直避難】 17
5.3.6 【手順６】④-３住民自らが確保した避難先への避難者数の算出 18
5.3.7 【手順７】④-４行政が用意した避難先（他の自治体内）への避難者数の算出 19
5.4 広域避難先の確保目標の策定について 19
5.5 避難行動別の避難者数の算出に関する留意点 20
6. 広域避難先施設との協定締結等について 21
6.1 広域避難先確保に係る協定等の締結について 21
6.2 広域避難先としての施設利用に関する包括協定 22
6.3 広域避難先としての施設利用に関する細目協定 24

5.3　避難行動別の避難者数の算出手順

以下の図 5-6 に避難行動別の避難者数の算出手順を示す。また、図 5-7 には、算出に必要なデータ例を一覧にして示している。算出方法については、次頁以降に示す。

■算出手順一覧

□：各手順での算出項目

手順	算出する人口	算出イメージ
【手順1】	①：対象自治体内の人口の算出	①対象自治体の人口
【手順2】	②：避難の必要がない人口の算出 ③：屋内での安全確保も可能な人口の算出	②地盤不安　③屋内安全確保可能　④自宅等からの避難
【手順3】	④：自宅等からの避難の算出	②地盤不安　③屋内安全確保可能　④自宅等からの避難
【手順4】	④-1：行政が用意したハザード外の避難先（自らの自治体内）への避難者数の算出【避難場所等への避難】	④-1 避難場所等への避難　④-2 垂直避難　④-3 自主的な避難　④-4 広域避難
【手順5】	④-2：行政が用意したハザード内の避難先（自らの自治体内）への避難者数の算出【垂直避難】	④-1 避難場所等への避難　④-2 垂直避難　④-3 自主的な避難　④-4 広域避難
【手順6】	④-3：住民自らが確保した避難先への避難者数の算出【自主的な避難】	④-1 避難場所等への避難　④-2 垂直避難　④-3 自主的な避難　④-4 広域避難
【手順7】	④-4：行政が用意した避難先への広域避難者数（他の自治体への避難）の算出【広域避難】	④-1 避難場所等への避難　④-2 垂直避難　④-3 自主的な避難　④-4 広域避難

図 5-6　避難行動別の避難者数の算出手順一覧

■データ例一覧（各データの留意事項については、各手順の中に記載）

No.	データ例の内容
【A】	国勢調査（人口※1）、または自治体で独自に保有する居住者人口の属性を持つGIS※2 データ
【B】	自治体内の医療施設の位置・入院者数または病床数の属性を持つGISデータ
【C】	自治体内の社会福祉施設の位置・入所者数または入所者定員の属性を持つGISデータ
【D】	自治体内の避難行動要支援者に関するデータ
【E】	対象ハザードのGISデータ（浸水深・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域等）
【F】	国勢調査（世帯が住んでいる階※3）、住宅・土地統計調査、または自治体で独自に保有する居住階別人口の属性を持つGISデータ
【G】	自治体内の指定緊急避難場所等の位置・各階の容量（または面積）の属性を持つGISデータ
【H】	自治体内の住民の自主的な避難率に関するデータ

※1：平成27年国勢調査－人口等基本集計－表番号00100
※2：地理情報システム(Geographic Information System)
位置に関する情報を持つデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
※3：平成27年国勢調査－人口等基本集計－表番号02003

図 5-7　避難行動別の避難者数の算出に必要なデータ例一覧

10

5.3.1　【手順１】①対象自治体内の人口の算出

【算出方法】

○算出項目

①対象自治体内の人口

→対象とする自治体内の居住者人口

○算出に必要なデータ（例）

図 5-7 データ【A】：国勢調査（人口）、または自治体で独自に保有する居住者人口の属性を持つ GIS データなど

○具体的な作業手順

図 5-7 データ【A】を用いて、自治体内の居住者総人口を算出

○留意事項等

・国勢調査に関する GIS データは、地域メッシュ統計として「政府統計の総合窓口（e-Stat）」よりダウンロードすることが可能（最小 250m メッシュ）。

・浸水区域の形状が複雑で、250m メッシュでは正確な算出ができない場合は、メッシュを細分化して整理を行うこと等も考えられる[2]。

■本手順で算出する人数（赤枠）

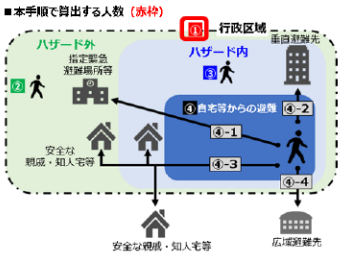

図 5-8　【手順１】で算出する人数（赤枠）

[2] 人口メッシュの細分化方法例は以下のとおりである。
・250m メッシュの人口をさらに小さいメッシュ（例：25m メッシュ等）に配分する。
・配分方法は、配分するメッシュ（例：25m メッシュ等）内に含まれる建物ポリゴンの面積を集計し、面積に比例して配分する方法等がある（建物面積の比率に応じて概ねの人口が分布していると仮定）。
・建物ポリゴンのデータ例としては、基盤地図情報（国土交通省国土地理院）の「建物の外周線(普通建物、堅ろう建物）」等がある。

11

2.3　広域避難の想定時間

2.3.1　想定時間区分

広域避難の想定時間について、広域避難に関する情報等の発表・発令時期に合わせて５つに区分する。

広域避難の想定時間は、氾濫発生をゼロアワーとし、そのリードタイム（72 時間前、48 時間前、24 時間前、9 時間前、0 時間）で区分する。想定時間は警戒レベルに対応しており、氾濫発生 48 時間前は警戒レベル 3 相当、氾濫発生 24 時間前は警戒レベル 4 相当である。氾濫発生 9 時間前も警戒レベル 4 相当であるが、この時間では、計画運休により遠方への避難が困難となるため、垂直避難を促す情報を発信する事となる。

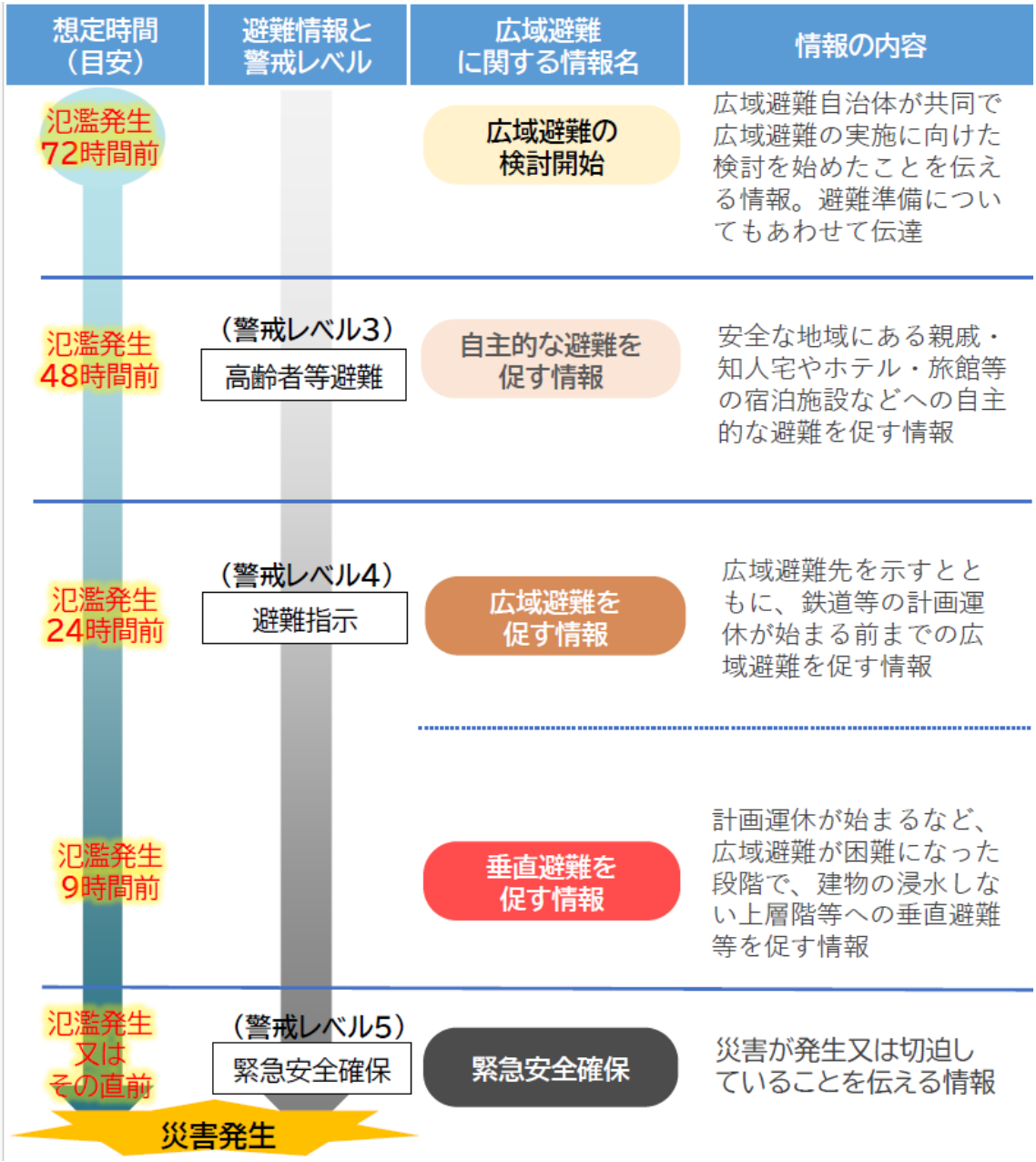

図　広域避難の想定時間区分

2.3.2　広域避難の検討開始の判断

広域避難の検討開始は、次の要素及び目安をトリガーとして設定し、首長（区長）が判断する。

要素	目安
気圧・風速	気象庁が 120～72 時間先の台風予報において、暴風・波浪・高潮特別警報の発表されるような数十年に一度の強度（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合
降雨量など	気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での 3 日間積算流域平均雨量※が概ね 400mm を超える可能性があると判断した場合 ※流域平均雨量の予測は不確実性が高いものであり、積算したり長時間の予測になるほど、より不確実性が高くなる。
自治体の発議	自治体から発議があった場合

首長（区長）判断

↓

広域避難の検討開始

広域避難の検討開始判断後は、氾濫発生をゼロアワーとした際のリードタイムの区分（48 時間前、24 時間前、9 時間前、0 時間）でトリガーが設定されており、それぞれ検討を行っていく。各区分におけるトリガーについては、「2.3.3 広域避難に関する情報等の発表・発令の基準」のとおり。

【解説】

本書においては、「江東 5 区大規模水害広域避難計画」に準拠するものとした。

なお、本節は、大規模水害による災害発生のおそれが生じた場合における「広域避難の検討開始」以降の判断について記載したものであり、平時の普及啓発等の取組については、これに依らず実施されるべきであることに留意されたい。

2.3.3　広域避難に関する情報等の発表・発令の基準

広域避難の想定時間に対応した広域避難に関する情報の発表・発令の基準（目安）は、次のとおりである。

表　広域避難に関する情報等の発表・発令の基準（目安）

想定時間（目安）	広域避難に関する情報等	発表・発令の基準（目安）
氾濫発生72時間前	広域避難の検討開始	以下のいずれかの条件に合致した場合に検討開始。 ①120～72時間先の台風予報において暴風・波浪・高潮特別警報の発表されるような数十年に一度の強度（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風の予報円が東京地方を含むと予測された場合。 ②洪水に関連する情報として、荒川流域３日間積算流域平均雨量が概ね400mmを超える可能性があると予測され、広域避難自治体に情報提供があった場合。 ③広域避難自治体からの発議があった場合。
氾濫発生48時間前	自主的な避難を促す情報	以下のいずれかの条件に合致した場合に発表。 ①48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測された場合。 ②洪水に関連する情報として、荒川流域３日間積算流域平均雨量が概ね500mmを超える可能性があると予測され、広域避難自治体に情報提供があった場合。 ③広域避難自治体からの発議があった場合。
氾濫発生24時間前	広域避難を促す情報	以下のいずれかの条件に合致した場合に発表。 ①930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測され、気象庁が高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、広域避難自治体に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 ②洪水に関連する情報として、荒川流域３日間積算流域平均雨量が概ね600mmを超える可能性があると予測され、広域避難自治体に情報提供があった場合。 ③広域避難自治体からの発議があった場合。
氾濫発生9時間前	垂直避難を促す情報	以下のいずれかの条件に合致した場合に発表。 ①「広域避難を促す情報」が発表中の状態で高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。 ②荒川が氾濫危険水位に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合。 ③広域避難自治体からの発議があった場合。
氾濫発生又はその直前	緊急安全確保	災害が発生又は切迫される際に発令。

2.4　避難のタイミング

広域避難は、総移動距離が長くなり、避難対象者が多数にのぼるという特徴があるため、リードタイムを大きくとって早い段階からの避難を開始しなければならない。通常の避難とは異なるタイミングでの避難となるため、住民が適切な避難行動をとれるよう、通常の避難と避難先が異なることを明確にした上で住民に伝える必要がある。

東京東部低地帯における広域避難誘導にあたっては、まだ晴天又は曇天下であっても、住民が避難の必要性を実感できる情報の発信・伝達に努め、早い段階からの避難を促していく必要がある。

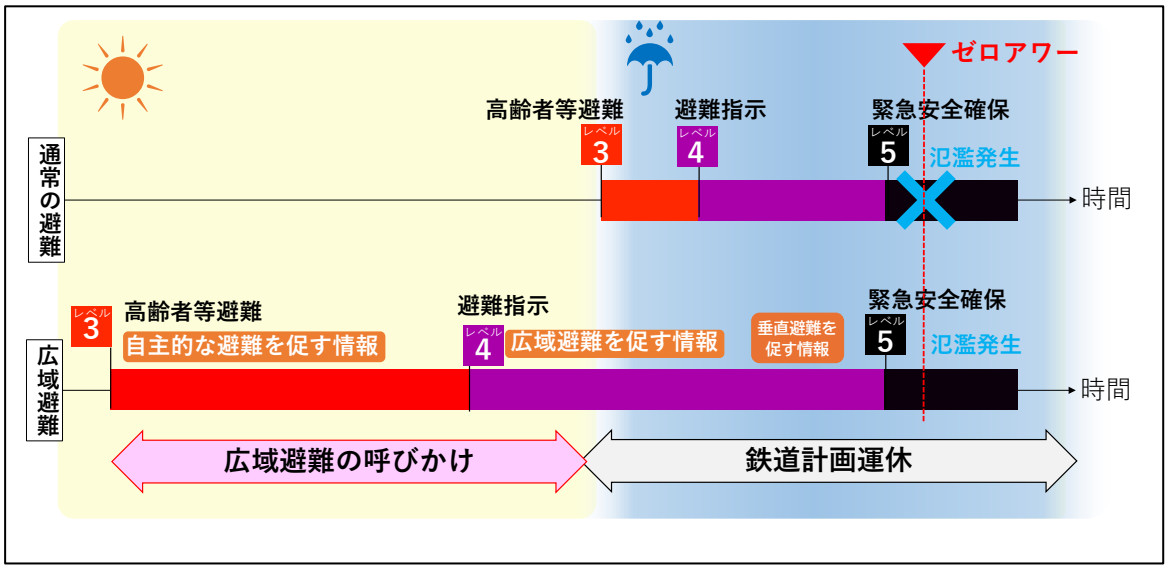

図　広域避難のタイミング

3.　広域避難先施設

広域避難先施設は、広域避難自治体の行政区域を越える場所で、浸水想定区域外に立地する避難所・避難場所に指定されていない施設等を対象に、広域避難に係る協定を締結した施設である。

広域避難時は、安全な親戚・知人宅等への避難を推奨するが、これらの避難先を確保できない避難者の避難先として、広域避難先施設を運営する。

本計画では、広域避難先施設を 2 つに分類している。単独の広域避難自治体が運営する施設と、複数の広域避難自治体が運営し東京都が運営支援する大規模な施設である。

前者の運営方法を 3.1.1 節～3.1.6 節、後者の運営方法を 3.1.7 節に示す。

3.1　広域避難先施設の運営方法

広域避難先施設の運営準備は、発災 3 日前から開始する必要がある。その手順を以下に示す。

【解説】

> 広域避難先施設は、発災の 24 時間前には開設して避難者を受け入れる必要があるため、発災 3 日前から開設の準備を開始する必要がある。また、広域避難先施設の運営方法も、通常の指定緊急避難場所等と異なるため、手順を予め定めておく必要がある。

3.1.1　開設要請手順

【発災 3 日前～2 日前】≪○○区（広域避難自治体）、広域避難先施設管理者≫

広域避難先施設の開設要請の基本的な手順は次のとおり。

○広域避難先施設立地自治体への確認

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設が広域避難先施設立地自治体と他の協定を締結している場合、広域避難先施設立地自治体に対して、使用スペースの重複の有無を確認し、重複が有る場合は、広域避難先施設としての利用を優先することの可否を確認する。

○広域避難先施設への協力要請

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設管理者に対して、広域避難先施設としての利用の協力要請を行う。

広域避難先施設管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、広域避難先としての提供可否を検討し、提供可能なスペース等がある場合は、○○区（広域避難自治体）に報告する。

○広域避難先施設の開設決定

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設管理者からの報告を受けて、広域避難先施設としての開設を決定する。

○東京都への報告

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設として開設する施設の名称・利用可能スペース・開設時期等について、東京都に報告する。

○他県の施設利用に関する調整

東京都は、他県に立地する施設を広域避難先施設として利用する必要が生じた場合、当該県と協議し、国に報告する（災害対策基本法第 61 条の 5）。国は、東京都より求めがあった場合、他県への広域避難について助言を行う（災害対策基本法第 61 条の 7）。

また、東京都は、国が所有する施設の活用の可否について国に要望する。

【解説】

広域避難先施設の開設要請については、効率的に広域避難先の収容能力を確保するため、規模の大きい施設や、利用可能性が高いと想定される施設から開設要請を行うことが望ましい。

また、施設の運営を考えると、開設決定した広域避難先施設に隣接した、他の広域避難先施設を開設する方が、運営本部や物資備蓄場所等を集約できるため、運営の効率化を図りやすい等の工夫ができる。

3.1.2　開設手順

【発災 2 日前～1 日前】≪○○区（広域避難自治体）、広域避難先施設管理者≫

開設準備の基本的な手順は次のとおり。

○開設運営従事者の参集

○○区（広域避難自治体）は、予め設定した運営要員を広域避難先施設に派遣する。

○施設の開錠

広域避難先施設管理者は、利用する各スペースの開錠方法・施設使用方法・注意事項について、運営要員に伝達する。

運営要員と広域避難施設管理者は、協力して利用する各スペースの開錠を行う。

○広域避難先運営本部の設置・運営会議開催

運営要員は、広域避難先運営本部を設置し、定期的に全体会議を開催する。

○資機材の確保・搬入

運営要員は、広域避難先施設の運営に必要な物品・用具等の確認を行い、広域避難先施設管理者と調整して、資機材の搬入を行う。

○人員配置・ローテーション整理

○○区（広域避難自治体）は、運営要員のローテーション（勤務シフト）を整理する。

【解説】

この時、区の職員による運営要員ではローテーションを定めておくことが困難な場合には、東京都に相談し連携して対応していく。

○開設

運営要員は、開設準備がすべて完了した時点で、速やかに広域避難施設管理者に報告し、広域避難施設管理者の確認が完了した時点で、広域避難先施設を開設する。

運営要員は、広域避難先施設の開設について、○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

○広域避難者への通知

○○区（広域避難自治体）は、自行政区内の広域避難者に対して、広域避難先施設の名称や住所・避難時の注意事項等を通知する。

○東京都への報告

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設の開設準備が完了し、広域避難者への通知を開始したことを、東京都に報告する。

【解説】

広域避難先施設は、開設が決定した施設から、速やかに準備に取り掛かる。

施設の開錠では、広域避難先施設管理者から、利用する各スペースの開錠方法・施設使用方法・注意事項について確認し、運営要員に周知する。

広域避難先運営本部の開催は、隣接する他の広域避難先施設と合同で行うことで、資機材に融通等を円滑に行うことができる。

開設準備完了後、広域避難先施設管理者の確認が完了した時点で、広域避難先施設を開設する。

広域避難先施設の開設後は、広域避難自治体の災害対策本部に報告する。

なお、運営要員については、鉄道の計画運休等を考慮して要員交代のローテーションを定めておくことが必要である。

3.1.3　広域避難者の受入れ【発災 2 日前～1 日前】≪○○区（広域避難自治体）≫

広域避難先施設における広域避難者の受入れの基本的な手順は次のとおり。

○広域避難者の誘導対応

運営要員は、広域避難者の誘導を実施する。

○広域避難者の受付

運営要員は、広域避難者の氏名・住所・連絡先等を把握し、施設内の利用可能な部屋等に案内する。

運営要員は、広域避難者に施設の利用ルール（飲食可能スペース、ごみの処理、消灯時間等）を周知する。

○ペット同行者の受付

開設する広域避難先施設がペット受入可能な場合、運営要員は、ペット同行者に受入条件を説明し、承諾を得て専用スペースに案内する。

○受入状況の報告

運営要員は、広域避難者の受入状況を、○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

○東京都への報告

○○区（広域避難自治体）は、広域避難者の受入状況を、東京都に報告する。

【解説】

広域避難先施設における広域避難者受入れについては、通常の避難所と同様に受付を行い、施設内の利用可能な部屋等に誘導する。

広域避難者は、必要物資を持参することを原則とする。一方で、何らかの理由で必要物資を持参できなかった広域避難者が来所した場合に備えて、広域避難自治体は広域避難者向けの予備物資を準備しておくことが望ましい。

3.1.4　台風通過時の広域避難先施設の運営

【発災１日前～台風通過】≪○○区（広域避難自治体）≫

広域避難者受入れ後の基本的な対応の流れは次のとおり。

○広域避難者の入退室管理

運営要員は、広域避難者に対して、入退室のルール（一時退出時の手続き等）を周知する。

○広域避難者の安全管理

運営要員は、広域避難者に対して、施設内での安全管理（外出を控える・窓や扉の閉鎖）に関する注意喚起を行う。

○広域避難者の健康管理

運営要員は、広域避難者に対して、健康管理に関する注意喚起を行うとともに、体調不良が発生した場合の対応を行う。

○広域避難先施設の衛生管理

運営要員は、広域避難先施設の衛生管理に関する注意喚起を行う。

○定期報告

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに広域避難者数等を確認し、○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

○東京都への報告

○○区（広域避難自治体）は、広域避難者の運営状況を、東京都に報告する。

【解説】

広域避難先施設における広域避難者の安全な滞在のためには、入退室管理・健康管理・衛生管理を確実に行う必要がある。また、定期報告により、広域避難先施設の混雑状況を把握することで、収容能力を上回る避難者の殺到の回避等の対策に活用することも必要となる。

3.1.5　閉鎖手順【台風通過後】≪○○区（広域避難自治体）≫

広域避難先施設閉鎖の基本的な手順は次のとおり。

○被害状況の確認

○○区（広域避難自治体）の災害対策本部は、自行政区内の被害状況を確認し、広域避難先施設閉鎖や二次避難の要否について検討する。

○二次避難の調整

○○区（広域避難自治体）の災害対策本部は、自宅の浸水等により二次避難が必要な住民が発生した場合は、避難所の確保と避難者の移送について○○区（広域避難自治体）の協定に基づく対応を行うとともに、二次避難所の不足が見込まれる際には東京都と調整する。

○広域避難先施設の閉鎖時期の決定

○○区（広域避難自治体）の災害対策本部は、今後水害が発生する見込みがなくなった段階で、被害状況や公共交通機関の運行状況、広域避難者の帰宅見込み等を踏まえ、広域避難先施設の閉鎖を決定する。

○広域避難者の帰宅誘導

運営要員は、施設管理者と協力して、避難者に対して公共交通機関等での帰宅を呼びかける。

○原状回復

運営要員は、搬入した資機材の回収、避難スペースの清掃等の原状回復を行う。

○閉鎖報告

運営要員は、広域避難先施設管理者に最終確認を依頼し、問題が無ければ広域避難先として利用を終了することとし、○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

○東京都への報告

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設の閉鎖について、東京都に報告する。

【解説】

広域避難先施設の閉鎖時期は、今後水害が発生する見込みがなくなった段階で、東京都内の被害状況や公共交通機関の運行状況、広域避難者の帰宅見込みなどを踏まえて決定する。

3.1.6　広域避難先施設の状況把握・調整

【発災 2～3 日前から広域避難先施設閉鎖時】≪○○区（広域避難自治体）≫

○○区（広域避難自治体）は、自らが運営する広域避難先施設の次の情報を東京都に報告する。

【報告事項】

・広域避難先施設の開設要請状況
・広域避難先施設の開設状況
・広域避難者の受入状況
・広域避難先施設の閉鎖

○○区（広域避難自治体）は、次の状況が発生した場合は、東京都に対して調整を要請する。

【調整事項】

・広域避難先施設の開設にあたり、十分な広域避難者の受入れを確保できない場合
・広域避難先施設の閉鎖にあたり、広域避難者の移送が必要となった場合

【解説】

広域避難先施設は、細目協定に記載された施設・部屋のうち、利用要請時に、施設管理者が提供可能としたスペースを利用することが前提となっている。このため、広域避難自治体は、広域避難先施設の開設にあたり、利用できるスペース等を事前に施設管理者に確認する必要がある。また、広域避難先施設の利用期間は、利用開始後 3 日程度としているため、万一、避難者の自宅などが被災し、避難生活が必要となった場合、当該広域避難先施設の利用延長の協議を行うことが必要である。一方、他の避難所等への移動の検討も必要となる。

これらの対応を広域避難自治体が単独で行うことが困難な時は、東京都に協力依頼をするなどの対応が必要である。

3.1.7　大規模な広域避難先施設の運営方法

広域避難先施設のうち、複数の広域避難自治体が運営する大規模な施設については、○○区（広域避難自治体）の職員による運営のみではなく、広域自治体である東京都が職員を派遣し、運営を支援することとしている。以下には、東京都に運営支援の要請が必要な大規模広域避難先施設の運営方法についての手順を示す。

(1)　開設要請手順

【発災 3 日前～2 日前】≪東京都、○○区（広域避難自治体）、広域避難先施設管理者≫

広域避難先施設の開設要請の基本的な手順は次のとおり。

○広域避難先施設立地自治体への確認

東京都は、広域避難先施設が広域避難先施設立地自治体と他の協定を締結している場合、広域避難先施設立地自治体に対して、使用スペースの重複の有無を確認し、重複が有る場合は、広域避難先施設としての利用を優先することの可否を確認する。

○広域避難先施設への協力要請

東京都は、広域避難先施設管理者に対して、広域避難先施設としての利用の協力要請を行う。

広域避難先施設管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、広域避難先としての提供可否を検討し、提供可能なスペース等がある場合は、東京都に報告する。

東京都は、広域避難先施設管理者からの報告内容等を広域避難自治体に共有する。

○広域避難先施設の開設決定

○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設管理者からの報告内容等を受けて、広域避難先施設としての開設を決定する。

(2)　開設手順

【発災 2 日前～1 日前】≪東京都、○○区（広域避難自治体）、広域避難先施設管理者≫

開設準備の基本的な手順は次のとおり。

○開設運営従事者の参集

東京都と○○区（広域避難自治体）は、予め設定した運営要員を広域避難先施設に派遣する。

○施設の開錠、広域避難先運営本部の設置・運営会議開催、資機材の確保・搬入

「3.1.2　開設手順」の記載内容と同様

○人員配置・ローテーション整理

東京都と○○区（広域避難自治体）は、運営要員のローテーション（勤務シフト）を整理する。

○開設

運営要員は、開設準備がすべて完了した時点で、速やかに広域避難施設管理者に報告し、広域避難施設管理者の確認が完了した時点で、広域避難先施設を開設する。

運営要員は、広域避難先施設の開設について、東京都と○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

○広域避難者への通知

○○区（広域避難自治体）は、自行政区内の広域避難者に対して、広域避難先施設の名称や住所・避難時の注意事項等を通知する。

(3)　広域避難者の受入れ【発災２日前～1 日前】≪東京都、○○区（広域避難自治体）≫

広域避難先施設における広域避難者の受入れの基本的な手順は次のとおり。

○広域避難者の誘導対応、広域避難者の受付、ペット同行者の受付

「3.1.3　広域避難者の受入れ」の記載内容と同様

○受入状況の報告

運営要員は、広域避難者の受入状況を、東京都と○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

(4)　台風通過時の広域避難先施設の運営

【発災１日前～台風通過】≪東京都、○○区（広域避難自治体）≫

広域避難者受入れ後の広域避難者対応の基本的な流れは次のとおり。

○広域避難者の入退室管理、安全管理、健康管理、衛生管理

「3.1.4　台風通過時の広域避難先施設の運営」の記載内容と同様

○定期報告

運営要員は、受付にて把握した情報をもとに避難者数等を確認し、東京都と○○区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

(5)　閉鎖手順【台風通過後】≪東京都、○○区（広域避難自治体）≫

広域避難先施設閉鎖の基本的な手順は次のとおり。

○被害状況の確認

○○区（広域避難自治体）の災害対策本部は、自行政区内の被害状況を確認し、広域避難先施設閉鎖や二次避難の要否について検討する。

○二次避難の調整

○○区（広域避難自治体）の災害対策本部は、自宅の浸水等により二次避難が必要な住民が発生した場合は、避難所の確保と避難者の移送について東京都と調整する。

○広域避難先施設の閉鎖時期の決定

東京都と○○区（広域避難自治体）の災害対策本部は、今後水害が発生する見込みがなくなった段階で、被害状況や公共交通機関の運行状況、広域避難者の帰宅見込み等を踏まえ、広域避難先施設の閉鎖を決定する。

○広域避難者の帰宅誘導、原状回復

「3.1.5　閉鎖手順【台風通過後】」の記載内容と同様

○閉鎖報告

運営要員は、広域避難先施設管理者に最終確認を依頼し、問題が無ければ広域避難先として利用を終了することとし、東京都と〇〇区（広域避難自治体）の災害対策本部に報告する。

3.2　広域避難先施設の開設運営計画の作成

【平時】≪東京都、○○区（広域避難自治体）、広域避難先施設管理者≫

○○区（広域避難自治体）は、施設管理者と協力して、広域避難先施設の具体的な開設運営方法を検討し、開設運営計画としてとりまとめる。

複数の広域避難自治体が運営し東京都が運営支援する大規模な広域避難先施設については、東京都が、施設管理者と協力して、開設運営計画をとりまとめる。

【開設運営計画に定める事項】

・施設利用方針（要支援者の部屋割り、ペット対応等）
・避難所に関する基本条件
　－施設位置
　－施設の基本情報
　－施設収容人数
　－利用可能な設備（備品、ライフライン等）
・運営要員
・開設運営手順
　－立地自治体への確認・利用申請
　－開設準備・開設
　－避難者の受入れ・利用ルールの通知
　－開設報告
　－閉鎖

【解説】

■施設利用方針

広域避難先施設毎に、立地場所・施設内のスペース・普段の用途等が異なるため、施設毎に利用方針を定める必要がある。特に、各施設の特徴や事情を十分に考慮して、施設管理者とよく協議しながら定めることが重要である。

■運営要員

運営要員は、通常の避難所の場合、町会・自治会等の地域コミュニティも活用しながら地元自治体が運営することが多いが、大規模水害時の広域避難先施設については、避難元となる区市町村とは別の区市町村に立地していることから、その開設運営において、地域コミュニティを活用することが困難である。そのため、広域避難先施設の運営は、広域避難自治体職員等を想定して計画を作成することになる。

複数の広域避難自治体が運営する大規模な広域避難先施設についても、広域避難自治体職員が運営するが、必要とされる人員規模が大きいことから東京都が職員を派遣するほか、民間事業者とも協力協定を締結し、開設運営の支援を行うこととしている。

■策定支援マニュアルの活用

広域避難先施設の開設運営計画は、施設毎にそれぞれ作成する必要があるため、東京東部低地帯においては、東京都が、開設運営計画の策定支援マニュアルを作成するとともに、広域避難自治体向けの説明会を開催し、開設運営計画の作成支援を行った。このようにして、施設ごとの開設運営計画において、定めるべき事項の漏れ防止や具体化、レベル感の統一を図った。

はじめに

このマニュアルは、令和５年度に運用を開始した、国立オリンピック記念青少年総合センター等の大規模施設以外の中小規模施設を各区へ割り当てるにあたり、各区が具体的な開設運営手順を定める計画を作成するためのマニュアルとして整理したものです。

施設割当後の運用スキームは、以下の図のようになります。今後、貴区へ割り当てられた施設管理者とともに、このマニュアルを踏まえて、開設運営のための計画作りを進め、オペレーションの練度を高めるため、訓練等を実施することが有効です。

また、施設割当は、平時から、施設と１対１で「顔の見える関係」を構築することが狙いです。都においても包括協定に基づき、連携・協力していきます。

なお、その他通常の避難所等とも共通する項目等については、下記リンク先に掲載の内閣府「避難所運営ガイドライン」も参照してください。

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/]

（参考：広域避難先施設割当後のスキーム）

1

マニュアルの考え方

このマニュアルは、広域避難先施設（立ち上げから閉鎖まで原則３日間）の開設運営に必要となる事項について、以下のような時間軸を想定し、大きく５つのフェーズに分けたうえで、次頁以降に計画のひな型を示します。

2

1

3.3　広域避難先施設との協定締結

【平時】≪東京都、○○区（広域避難自治体）、広域避難先施設管理者≫

広域避難先の確保に際しては、国、東京都、○○区（広域避難自治体）等の各行政機関が連携して進めていく。

都内の広域避難先施設としては、都有施設を活用することに加え、国や企業の施設の協力が必要となる。その際、東京都と○○区（広域避難自治体）は、広域避難先施設管理者（国、企業など）と、施設の利用手順や費用負担等について調整し、当該調整結果を反映した協定を締結する。

広域避難先施設との協定については、東京都と広域避難先施設管理者が締結する「包括協定」と、○○区（広域避難自治体）と施設管理者が締結する「細目協定」の２層構造としている。

１層目としては、東京都が広域避難自治体相互間や広域避難先施設立地自治体との調整を行うとともに、複数の広域避難自治体の代表窓口として、広域避難先施設管理者との調整を行った上で、東京都と広域避難先施設管理者の間で「包括協定」を締結し、広域避難先施設を確保する。

２層目としては、○○区（広域避難自治体）が広域避難先施設と「細目協定」を締結し、施設利用の条件や手順等の具体化を図る。

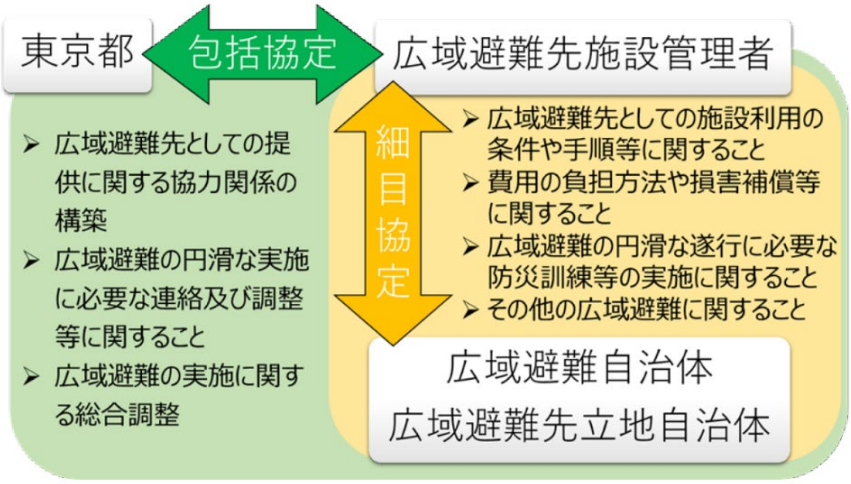

図　広域避難先施設との協定の構造（東京都の例）

広域避難先としての施設利用に関する包括協定

東京都（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、水害時における、甲の区域内の地方公共団体（以下「区市町村」という。）の区域を越える避難者の受入れ先（以下「広域避難先」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲と乙が平素から相互に連携し、水害に備え、広域避難先としての施設の提供等に関し、可能な範囲で協力することを目的とする。

（連携・協力の内容）
第２条　甲と乙は、次の事項に関して必要な情報交換を行い、相互に連携・協力して取り組むものとする。
（１）　広域避難先の提供に関すること。
（２）　前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
２　前項第１号の実施に当たっては、乙と広域避難先として乙の施設の利用を希望する区市町村が別途協定を締結して定めるものとする。
３　甲は、前項に基づき乙と協定を締結した区市町村が処理する広域避難に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行うものとする。
４　甲は、第１項第２号の実施に当たり、第２項に基づき乙と協定を締結した区市町村とも連携・協力して取り組むものとする。

（確認事項）
第３条　甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）
第４条　本協定の有効期限は、令和　年　月　　日とする。
２　前項の有効期限は、有効期限の１月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に１年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）
第５条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

年　　月　　日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　小池　百合子

乙

図　包括協定のひな形

広域避難先としての施設利用に関する細目協定

（趣旨）
第１条　本協定は、東京都と●●●●とが締結した「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」（令和　年　　月　　日締結。以下「包括協定」という。）第２条第２項に基づき、避難元自治体（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とが、水害時における、甲の区域を越える避難の受入れ先（以下「広域避難先」という。）としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
（１）　避難元自治体　●●区、●●区、及び●●区をいう。
（２）　水害　洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

（協力の要請）
第３条　甲は、乙に対して第５条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。
２　要請は、別記第１号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

（協力）
第４条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

（協力の内容）
第５条　前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。
（１）　広域避難先としての施設の利用に関すること。
（２）　水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
（３）　第１号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
（４）　その他の広域避難に関すること。
２　甲は、前項第２号に規定する協力内容を実施するに当たっては、包括協定第２条第４項に基づき、東京都とも連携・協力して取り組むものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。
２　乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（施設の確認）
第７条　乙は、第３条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

（施設の提供）
第８条　本協定に基づき利用対象とする施設は別表のとおりとする。

図　細目協定のひな形（1/3）

（施設利用期間）
第９条　広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後３日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。
２　水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途協議するものとする。
３　甲は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

（広域避難先の開設及び運営）
第１０条　広域避難先の開設及び運営は、甲の責任において行うものとする。
２　甲は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を乙にあらかじめ提示するものとする。
３　乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。
４　甲は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（施設利用時の注意事項）
第１１条　甲は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（目的外使用の禁止）
第１２条　甲は、当該施設を第１条に定める目的以外には使用してはならない。

（施設の利用終了）
第１３条　第９条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第１号様式により乙に連絡するものとする。
（１）　広域避難先の必要が無くなったと甲が判断した場合
（２）　広域避難先としての利用終了を乙が甲に要望した場合
（３）　その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

（原状回復義務）
第１４条　甲は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、甲の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。
２　原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

（費用の負担）
第１５条　広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、甲が負担する。
２　前項の実施に当たっては、甲は別記第２号様式により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。
３　乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第１項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）
第１６条　本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合

図　細目協定のひな形（2/3）

は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（事故に係る責任）
第１７条　本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、甲がその責任を負うものとする。

（情報の不開示）
第１８条　甲は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。
２　甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

（確認事項）
第１９条　甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）
第２０条　本協定の有効期限は、令和　年　月　　日とする。
２　前項の有効期限は、有効期限の１月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に１年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）
第２１条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書●●通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

令和　年　月　日

図　細目協定のひな形（3/3）

【解説】

■「包括協定」と「細目協定」の２層構造となった経緯

東京東部低地帯では、地域特性や避難条件等が異なる複数の区が大規模な広域避難の実施を想定していることから、広域避難先施設との協定締結に当たっては、東京都が広域避難自治体相互間や広域避難先施設立地自治体との調整を行い、さらには、当該関係自治体の代表窓口として、広域避難先の施設管理者との調整を行っている。

そのため、東京都と施設管理者が締結する包括協定と、広域避難自治体及び広域避難先施設立地自治体と施設管理者が締結する細目協定の２層構造を採用し、東京都と広域避難自治体等が緊密に連携する形で広域避難先の確保を進めている。

■広域避難先施設との協定締結手順

広域避難先施設との協定締結に当たっての一般的な手順は次のとおり。

１：広域避難先の候補施設の抽出（避難所・避難場所に指定されていない施設など）
２：同候補施設のハザードの確認
３：同候補施設が立地する自治体（広域避難先施設立地自治体）への照会
４：同候補施設への訪問・趣旨説明
５：協定締結までの手順の確認
６：広域避難自治体への協定締結の意向照会
７：包括協定締結（東京都と広域避難先施設管理者）
８：細目協定締結（広域避難自治体と広域避難先施設管理者）

■協定締結にあたっての留意事項

協定締結にあたり、特に留意が必要な事項は次のとおり。

〇利用場面の説明

これまで経験したことのない大規模な台風を想定した協定であることを丁寧に説明する。

また、施設の利用状況等により、広域避難先としての協力が困難な場合もあることから、可能な範囲での協力を前提としていることを説明する。

〇既に締結している協定の確認

既に立地区等と災害時の利用協定を締結している場合は、利用場面が重複しないように協定の内容を確認する必要がある。

4.　避難手段・避難誘導

本章では、行政区域を越える避難である「広域避難」のための避難手段の特徴を踏まえたフェーズごとの対応方法等、また避難時に混雑を回避するための誘導方法等について示している。

4.1　避難手段

4.1.1　基本的な手段と役割

東京東部低地帯からの広域避難では、多数の住民が長距離の避難を行う必要があるため、輸送力の大きい鉄道が重要な避難手段となる。しかし、鉄道をはじめとする公共交通機関は、安全確保などのために計画運休等が実施されることから、計画運休等を見越して鉄道以外の貸切バスや自家用車、徒歩も避難手段となる。避難手段は、刻々と変わる状況に応じて対応を変える必要があり、「鉄道」「貸切バス」「自家用車」「徒歩」の各避難手段について、それぞれの特徴を以下に示す。

(1)　鉄道

鉄道での避難は、輸送力の大きさが避難手段として重要な役割を期待できる一方で、台風の接近に伴い乗客・乗員等の安全確保などのために、気象条件等を基準とした計画運休等が実施されることから、それまでの間に鉄道を最大限活用した避難を進めることが重要である。そのため、東京都は、災害対策基本法第61条の８に基づき、増発等の輸送力増強を各鉄道事業者に要請し、各鉄道事業者は可能な範囲で対応する。

また、鉄道の計画運休等の開始時期に関する情報は、住民が広域避難の実施を判断する重要な要素となり得るほか、住民の早期避難を促す情報としての側面が期待できる。さらに政府機関、東京都及び広域避難自治体は、通常利用の抑制として学校等の休校、企業のテレワーク推奨を行う事で鉄道利用の縮減を行い、鉄道利用者の混雑緩和を図ることや、計画運休間際に避難が集中するとホームや駅舎内に人があふれ、運行が止まる恐れや乗りきれない恐れがあるため、通常に運行している間の早め避難を呼びかけることが重要である。

(2)　貸切バス

貸切バスでの避難は、広域避難先まで直接輸送できるため、鉄道による移動が困難な住民にとって少ない負担で移動することが可能であり、予め見込んだ人数等の住民を計画的に広域避難させることができる。この場合、広域避難先は必ずしも近傍である必要はない事から、広域避難先の選択肢も広がる。さらに、浸水想定区域内に車庫があるバス事業者にとっては、車両退避を兼ねた避難者輸送を行うことができるため、事業継続におけるメリットも期待される。

一方、バスは鉄道と比較して輸送力が小さいことから、効率的に輸送できるよう、輸送対象とする住民･団体等について、広域避難自治体で整理しておく必要がある。あわせて、事前に広域避難自治体とバス事業者は協定を結ぶとともに、輸送計画を定めておくことが重要である。

【解説】（令和元年東日本台風の事例）

埼玉県加須市では 10 月 13 日午前 1 時(北川辺地域)、午前 2 時（加須地域大越地区・樋遣川地区・大利根地域全域）に避難指示（緊急）を発令。約 9,000 人が避難し、そのうち約 8,000 人が広域避難（通常の避難先ではなく大規模浸水を想定した広域避難先への避難）を行った。市が広域避難用に用意したバス 10 台で延べ 15 回の輸送を行った。

出典： 関東地方整備局HP

(3) 自家用車

自家用車での避難は、公共交通機関での長距離の移動が困難な住民等にとって負担が少なく移動できる避難手段として有効である。しかし、避難の段階（広域避難を促す情報の発表以降）によっては、多数の避難者が行動を開始し道路の混雑が発生すると混雑箇所の通過に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があるため、道路混雑が発生する前の早期段階での避難手段として位置づけられる。

(4) 徒歩

徒歩での避難は、浸水しない区域や避難先が近傍にある場合など、基本的に近距離の避難手段となる。

また、強風による鉄道運休や渋滞の発生等により、鉄道・自家用車が使用できなくなった段階では、浸水想定区域外の縁辺部や、浸水想定区域内の堅牢建物・高所等への避難手段となる。

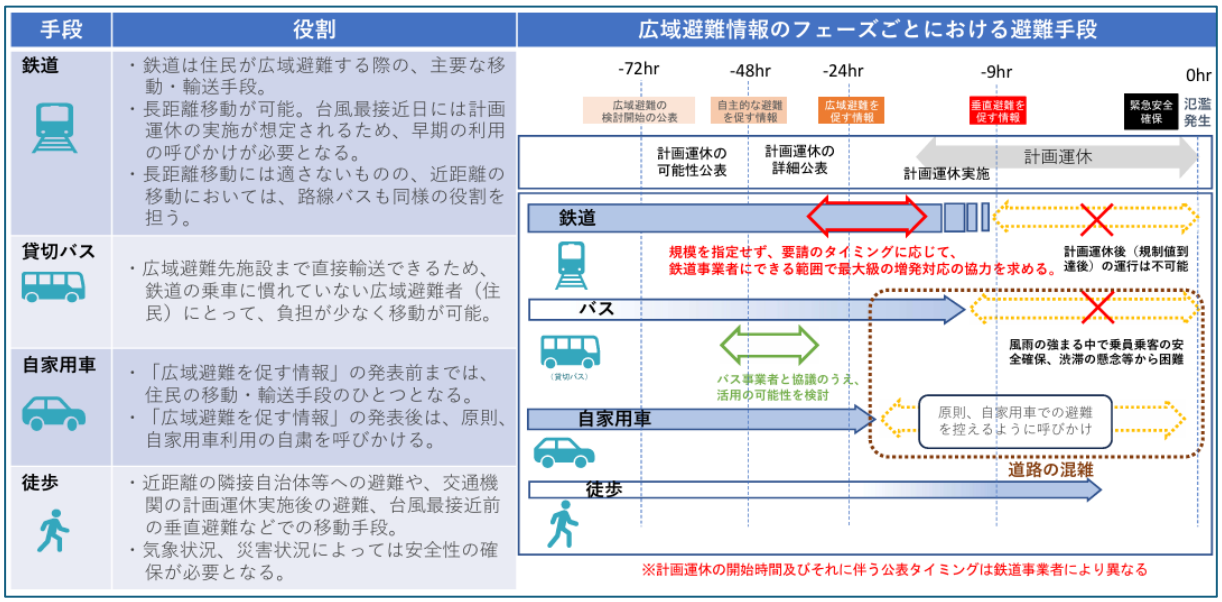

図　広域避難情報のフェーズごとにおける避難手段と役割

4.1.2　時間フェーズ毎の移動手段の確保

(1)　平時

1)　鉄道

○○区（広域避難自治体）は、鉄道事業者の協力をえて区内にある駅のうちで混雑が想定される駅を確認し、警察署・交通事業者等と情報を共有する。

表　○○区（広域避難自治体）内の鉄道駅一覧（○○年度１日平均）

駅名	路線名	平均乗降人数	住所	他線接続の有無	備考

【解説】

混雑が想定される駅の改札内外での関係機関の役割分担を決めておくことが望ましい。

＜参考：駅周辺の混雑対応イメージ＞

区（広域避難自治体）は、混雑の状況に応じて警察署や鉄道事業者等へ協力要請を実施し、駅周辺で混乱が発生しないように努める。

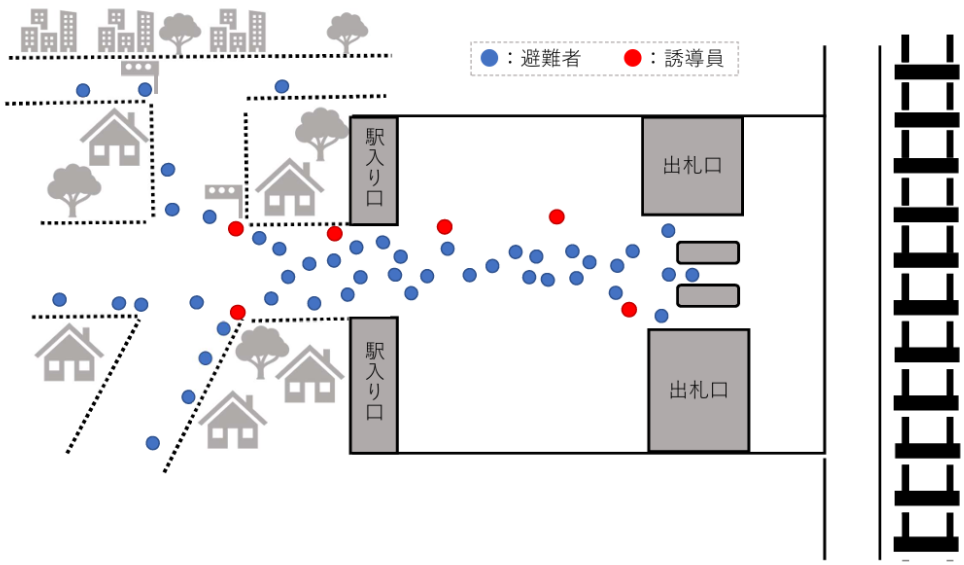

2) 貸切バス

○○区（広域避難自治体）はバス事業者と協定を締結し、事前に輸送計画を準備する。

表　協定締結一覧

協定締結先	協定名	締結年月日
		令和○年○月○日
		令和○年○月○日
		令和○年○月○日
		令和○年○月○日
		令和○年○月○日

1　＜水害時等におけるバス利用に関する協定書（例）＞

●●（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、甲の区域内で水害等が発生するおそれがある場合（以下「水害時等」という。）における、甲の区域を越える避難（以下「広域避難」という。）に必要な車両の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、水害時等において、甲及び乙が相互に協力し、広域避難が必要な住民等（以下「広域避難者」という。）を車両により安全かつ迅速に輸送すること、又は一時的な避難施設として車両を利用することにより、広域避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害時等において、広域避難者の輸送又は一時的な避難施設として車両を利用することが必要であると判断したときは、乙に対して日時及び場所を指定して車両の供給を要請するものとする。

２　前項に基づく要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力活動の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な限り当該要請に基づく活動を行うものとする。

（水害時等の情報提供）

第４条　甲及び乙は、広域避難者の輸送又は一時的な避難施設としての車両の利用を円滑に行うために必要な情報を相互に提供するものとする。

（職員等の同乗）

第５条　甲は、必要があると認めるときは、乙の車両に甲の職員等を同乗させるものとする。

（活動報告）

第６条　乙は、第３条に基づく活動を完了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。

（協力体制等）

第７条　乙は、第３条に基づく活動に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告できるように努める。

（経費）

第８条　第３条に基づく活動を実施した場合において、当該活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は、水害時等の直前における適正な額（『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について』（令和５年８月 25 日付け関東運輸局長公示）に基づく運賃・料金の額の以上）を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第９条　乙は、水害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（守秘義務）

第１０条　甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報等の秘密情報を第三者に対して開示し、若しくは漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。

（事故等）

第１１条　乙は、乙の供給した車両の故障、事故又はその他の理由により運行を中断したとき

は、速やかに当該車両を交換し、その供給を継続するよう努めるとともに、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償）

第１２条　甲は、乙に対し、甲の責に帰する理由により使用中の車両を損傷、又は滅失したときはその賠償の責任を負うものとする。

（事故に係る責任）

第１３条　本協定に基づく車両の利用により生じた乗務員、乗客あるいは第三者の死傷等の事故については、その者の責に帰すべき事由がある場合を除き、乙の責に帰すべき事由がある場合は乙が、乙の責に帰すべき事由がない場合は甲がその責任を負うものとする。

（災害補償）

第１４条　甲は、本協定により業務に従事した乗務員が、当該業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、その損害を補償するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該乗務員が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（連絡調整）

第１５条　甲及び乙は、本協定及び防災に関して情報の共有を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

２　甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、あらかじめ連絡責任者を選任するものとする。

（有効 期限）

第１６ 条 本協定の有効期限は、●●年●●月●●日とする。

２　前項の有効期限は、有効期限の１月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に１年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第１７条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 ●● 通を作成し、甲乙記名押印の上、 各々 １通を保有する。

令和●年●月●日

甲

乙

貸切バスによる広域避難輸送計画の項目（例）

章	項　　目
第１章 バス活用方針	第１節　バス輸送のタイミング
	第２節　輸送対象者
	第３節　協力バス会社
	第４節　輸送先（広域避難施設等）
	第５節　バス車両利用方法
第２章 協力要請	第１節　協力体制及び連絡体制の構築（事前対策）
	第２節　協力要請の手順・方法
	第３節　連絡手段
	第４節　協力要請のタイミング
第３章 輸送業務	第１節　車両確保の協力要請
	第２節　乗車場所の設定
	第３節　乗車場所における避難者の誘導
	第４節　乗車名簿の作成
	第５節　輸送責任者、同乗職員の設定
	第６節　車両を避難施設として利用する場合の運用方法
	第７節　事故等発生時における対応
第４章 その他	第１節　経費の支払い
	第２節　損害賠償
	第３節　事故に係る責任
	第４節　守秘義務
	第５節　その他
巻末	1　関係機関連絡先
	2　協定
	3　乗車場所候補一覧
	4　広域避難先候補一覧
	5　避難者の誘導に用いる資機材リスト
	6　輸送車両に携行する備品

【解説】

協定では、基本的な要請方法、経費、事故等における対応や責任、賠償など、事前に合意しておくべきことを規定する。また、避難者の輸送を具体化した輸送計画を事前に策定し、協定内容を実施するために必要な協力要請の手順や方法、輸送責任者や同乗職員の設定、乗車名簿の作成など事前に取り決めておくことが望ましい。

3) 自家用車

○○区（広域避難自治体）は、避難時に交通集中等により混雑する事が想定される自区内の混雑箇所について、具体的に把握し、必要に応じて対応方針等を検討しておく。

表　自区内・広域避難ルート上で混雑が想定される一般道の箇所

No	道　路　名	位置（交差点名など）	備考

表　自区内・広域避難ルート上で混雑が想定される高速道路の箇所

No	道　路　名	位置（IC 名等）	備考

(2) 共同検討開始前の事前協議【発災４日前～３日前】

1) 鉄道

○○区（広域避難自治体）は、混雑が想定される駅への対応について警察署等の関係機関と混雑回避にむけた対応事項の確認を行う。

鉄道事業者は気象状況の把握を行うとともに計画運休の検討を行う。

政府機関（国土交通省関東運輸局）は、鉄道事業者に計画運休の検討状況を確認し、情報共有を行う。

※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

2) 貸切バス

○○区（広域避難自治体）は、混雑が想定される箇所への対応について警察署・バス事業者等と混雑回避にむけた対応事項の確認を行う。

※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

3) 自家用車

○○区（広域避難自治体）は、混雑が想定される箇所への対応について警察署等の関係機関と混雑回避にむけた対応事項の確認を行う。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

共同検討開始前の事前協議のフェーズでは、平時に取り決めた内容や対応について、各機関と連携した対応が取れるよう確認等を行う。

(3) 広域避難の検討開始を発表するフェーズ【発災３日前～２日前】

1) 鉄道

政府機関（国土交通省関東運輸局）は、鉄道事業者に計画運休の検討状況を確認し、情報共有を行う。

東京都と○○区（広域避難自治体）は、鉄道事業者に対して、鉄道の計画運休の可能性を確認するとともに、東京都は災害対策基本法（第 61 条の８）に基づき鉄道事業者に対して増発等の輸送力増強の要請を行う。

鉄道事業者は計画運休の実施可能性について、検討し公表する。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、住民に鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報収集を促すとともに、計画運休実施前までに早めの避難を実施することを呼びかける。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

> 広域避難の検討開始が公表されるフェーズでは、鉄道による避難者の混雑に対応するため東京都から鉄道事業者に対して増発等による輸送力増強の要請が行われる。なお、分散避難の考え方によることから、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して要請することが困難であるため、個別の路線等は指定できない場合がある。そのため、鉄道事業者は可能な範囲で輸送力の増強等を行うこととしているが、計画運休により列車本数を削減する運行計画を作成している段階であり、増発できない可能性も高い。そのため増発に期待するのではなく、通常に運行している間の早め避難を呼びかけることが重要である。

2) 貸切バス

東京都はバス事業者に対して、避難のための貸切バス確保の検討要請を行う。

○○区（広域避難自治体）は、広域避難の事前準備のため、事前に協定締結しているバス事業者に避難者輸送の協力要請を行う。

○○区（広域避難自治体）とバス事業者は、貸切バスを用いた避難者輸送の準備を行う。

※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

表　貸切バスを用いた避難者リスト（例）

広域避難先施設	バス事業者名	乗車場所	乗車対象者名

3) 自家用車

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、広域避難を促す情報の発表以降は原則、自家用車利用の自粛を呼びかけることとなるため、自動車を利用して避難の場合は早期に避難するよう呼びかけを行う。

警視庁は、道路管理者等と連携し、混雑・渋滞状況の把握を行う。

○○区（広域避難自治体）は、関係機関と連携し自区内の混雑箇所の情報を得たうえで住民に情報提供する。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

自家用車での避難は、公共交通機関では移動が困難な住民等に対して負担が少なく移動できる避難手段として有効である。しかし、多数の避難者が行動を開始し道路の混雑が想定され、混雑箇所の通過に多大な時間を要するだけでなく、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があるため、広域避難を促す情報の発表以降は使用を控える必要がある。

(4) 自主的な避難を促すフェーズ【発災２日前～１日前】

1) 鉄道

鉄道事業者は、計画運休の実施の見通しについて、公表を行い、関係機関間で情報共有する。

政府機関（国土交通省関東運輸局）、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、住民に対して、計画運休の可能性を周知するとともに、早めの自主的な避難を住民に呼びかける。

東京商工会議所は、政府や自治体から広域避難の対応要請がある場合に会員企業等に対して、広域避難や休業、テレワーク等の実施について周知案内を行う。

東京都は警視庁等、○○区（広域避難自治体）は警察署等の関係機関に対して避難誘導の協力要請を行う。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

鉄道会社による計画運休は、諸条件（風速等の気象条件や車両待避にかかる時間等）を考慮し設定されるため、各社によって実施時期等が異なる。そのため広域避難する住民に、運行状況について正確な情報収集に努めるよう促す必要がある。

2) 貸切バス

○○区（広域避難自治体）とバス事業者は、貸切バスを用いて、締結している協定等に基づき避難者の輸送を開始する。

東京都は警視庁等、○○区（広域避難自治体）は警察署等の関係機関に対して避難誘導の協力要請を行う。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

貸切バスによる輸送対象者は、広域避難自治体とバス事業者が事前に締結する協定及び輸送計画等によって事前に整理しておくことが望ましい。また、貸切バスによる輸送は、避難行動要支援者※等の移動が困難な避難者の輸送への活用も検討しておく事が望ましい。

避難行動要支援者※：災害対策基本法第 49 条の 10 で規定される「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難を確保するため特に支援を要するも

の」であり、同条に基づき策定された「避難行動要支援者名簿」に記載された者をいう。

3) 自家用車

○○区（広域避難自治体）は、関係機関と連携し自区内の混雑箇所の情報を得たうえで住民に提供する。また、東京都は警視庁等、○○区（広域避難自治体）は警察署等の関係機関に対して避難誘導の協力要請を行う。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、自家用車を使用する場合、早目の避難を呼びかける。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

自家用車での避難については、自主的な避難を促すフェーズまでに行われることが必要であり、この後の広域避難を促すフェーズでは、交通集中等により混雑箇所の通過に多大な時間を要することや、緊急車両の通行に支障を及ぼす可能性があることから自家用車を利用した避難が実施できない旨を伝えることが必要である。

(4) 広域避難を促すフェーズ【発災１日前～９時間前】

1) 鉄道

鉄道事業者は運行状況、計画運休の実施予定、路線や駅の混雑状況等の情報共有を可能な範囲で行う。また、同内容については HP、SNS 等で公表を行う。

鉄道事業者は可能な範囲で増発等の輸送力増強を行い、その情報を関係機関に周知する。

政府機関（国土交通省関東運輸局）は鉄道会社から増発等の状況、駅入口やホームの状況、輸送経路の状況を確認し、関係機関へ共有する。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、住民に対して広域避難を呼びかける中で、計画運休の実施、計画運休の開始までに避難を実施するよう住民に呼びかける。ただし計画運休開始間際に避難が集中すると列車に乗りきれない恐れなどがあるため、通常に運行している間の早め避難を呼びかけることが重要である。

鉄道事業者は輸送力増強の対応が終了するとともに、各社毎の検討に基づいた計画運休等に向けた準備を開始する。なお、計画運休が実施されない鉄道事業者についても、必要に応じて運転見合わせの見込みなどについて情報共有を行い、対応の準備を行う。

※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

【解説】

> 鉄道は計画運休前に列車本数を徐々に減らしていくため、この時間帯に避難者が集中するとホームや駅舎内に人があふれ、運行が止まる恐れや乗りきれない恐れがある。また巨大台風が接近した場合、台風本体周辺の気象条件による大雨や強風の影響などにより、予定よりも早く運休が始まる可能性もあり目的地に到着できない可能性もある。従って計画運休開始間際のご利用は避け、通常に運行している間の早め避難を呼びかけることが重要である。

2) 貸切バス

○○区（広域避難自治体）とバス事業者は、貸切バスによる避難者輸送を完了する。

3) 自家用車

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、道路管理者等から主要避難経路の状況、渋滞状況、通行止め等の規制情報などの情報を入手する。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、住民に対して広域避難を呼びかける中で、交通混雑等を避けるため、自家用車を用いた避難を控えるよう住民に呼びかける。

○○区（広域避難自治体）は、警察署等の関係機関と連携して、混雑発生道路箇所の情報を共有する。※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

(5) 垂直避難等を促すフェーズ【発災９時間前～発災】

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、本フェーズでは既に自家用車、鉄道、バスによる避難が困難となっていることから、逃げ遅れた住民に対して安全を確認しながら、徒歩による避難※（垂直避難を含む）を呼びかける。

※浸水想定区域境に近い場合は風雨等の状況を鑑み、徒歩による避難も可能。

(6) 緊急安全確保を促すフェーズ【発災以降】

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、住民に対して、命を守る行動をとるよう緊急安全確保を呼びかける。

4.2　避難誘導

避難誘導に関して移動手段ごとに各フェーズでの対応方法を以下に示す。

なお、関係機関の対応については、職員の安全を確保しつつ実施するものとする。

4.2.1　鉄道利用者に対する避難誘導　※関係機関の連絡先一覧は P51 を参照

(1)　広域避難の検討開始を公表するフェーズ【発災３日前～２日前】

〇〇区（広域避難自治体）と鉄道事業者は、関係機関と協力して避難誘導する。

〇〇区（広域避難自治体）は、関係機関と連携し鉄道の混雑状況を把握し避難者へ情報提供する事によって混雑緩和を目指す。

(2)　自主的な避難を促すフェーズ【発災２日前～１日前】

政府機関、東京都及び〇〇区（広域避難自治体）は、混雑箇所への集中を回避し、鉄道利用の平準化を図るため、出勤抑制・テレワークの要請、休校等による避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

(3)　広域避難を促すフェーズ【発災１日前～９時間前】

東京都と〇〇区（広域避難自治体）は駅周辺の混雑状況を住民に提供し、安全で円滑な避難を促す。〇〇区（広域避難自治体）は鉄道による避難誘導が混乱なく、安全に実施されるよう、警察署等の関係機関と連携しながら、駅の付近における混雑回避、避難誘導を行う。

東京都と〇〇区（広域避難自治体）は、広域避難に関する情報や広域避難先施設の開設状況等を関係機関に対して共有する。

表　自区内の混雑が想定される主な駅

駅	乗り入れ路線

【解説】

令和３年６月の首都圏における大規模水害広域避難検討会（第６回）において、鉄道を利用した避難での主な混雑箇所を参考として下記に示す。

避難手段	主に避難に時間を要する路線/箇所	避難時間が長くなる要因	避難時間短縮の方策（案）
鉄道	a)都電荒川線	輸送力に対して駅周辺の人口が多い	千代田線・常磐線へのシフト 徒歩による避難へのシフト
	b)日暮里・舎人ライナー		東武スカイツリー線へのシフト 徒歩による避難へのシフト
	c)京成本線		総武線へのシフト

4.2.2　車両（貸切バス、自家用車）利用者に対する避難誘導

※関係機関の連絡先一覧は P53 を参照

(1)　広域避難の検討開始を公表するフェーズ【発災４日前～3 日前】

東京都と○○区（広域避難自治体）は、混雑緩和を目指す道路管理者等関係機関の協力を得て混雑情報を入手し避難者への提供できるよう準備を進める。

(2)　自主的な避難を促すフェーズ【発災２日前～１日前】

東京都は警視庁等、○○区（広域避難自治体）は警察署等の関係機関の協力を得て、避難誘導する。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、混雑箇所への集中を回避し、車両利用の平準化を図るため出勤抑制・テレワークの要請、休校等による避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかける。

(3)　広域避難を促すフェーズ【発災１日前～９時間前】

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、警察署、道路管理者等の関係機関と主要避難経路の状況、渋滞情報、通行止め等の規制情報等の共有を図る。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は、混雑を抑制し緊急車両の通行を優先できるよう移動困難者以外の自動車での移動については控えるよう呼びかける。

表　自区内の自動車による混雑が想定される主な一般道路

名称	場所	路線名

【解説】

令和３年６月の首都圏における大規模水害広域避難検討会（第６回）において、自動車を利用した避難での主な混雑箇所を参考として下記に示す。

避難手段	主に避難に時間を要する路線/箇所	避難時間が長くなる要因	避難時間短縮の方策（案）
自動車	a)・国道 6 号(葛飾区→松戸市) ・国道 14 号(江戸川区→市川市)	江戸川にかかる橋の少なさ	他の橋梁へのシフト
	b)上野駅～日暮里駅周辺の JR を越える道路	JR 等の路線を越える道路の少なさ	混雑していない道路へのシフト
	c) 北千住、綾瀬、小菅、向島周辺	浸水想定区域の中央部で上記 a)、b)の影響を受ける	高速道路へのシフト

＜参考＞　避難手段が徒歩による場合の混雑箇所については、以下の通りである。

表　＜参考＞自区内の徒歩による混雑が想定される主な一般道路

名称	場所	路線名

【解説】

令和３年６月の首都圏における大規模水害広域避難検討会（第６回）において、徒歩による避難での主な混雑箇所を参考として下記に示す。

避難手段	主に避難に時間を要する路線/箇所	避難時間が長くなる要因	避難時間短縮の方策（案）
徒歩	a)・国道 6 号(葛飾区→松戸市) ・国道 14 号(江戸川区→市川市)	江戸川にかかる橋の少なさ	鉄道による避難へのシフト
	b)上野駅～日暮里駅周辺の JR を越える道路	JR 等の路線を越える道路の少なさ	

表　協力要請又は情報共有・確認を行う機関　連絡先一覧

機関名（指示・要請先）	連絡先（電話・FAX・メール等）

【解説】（参考）

＜花火大会終了時の混雑・混乱防止対策の例＞

- 駅周辺を車両進入禁止にする
- 歩道橋、階段、エスカレーターは人流を一定方向にするため、通行する方向を定める
- バリケード、カラーコーンなどを適切に使用する
- 案内や整理が必要な個所に誘導員を置く
- 迂回させる場合は道順や通行道路の状況を誘導員が案内し安全を確保する

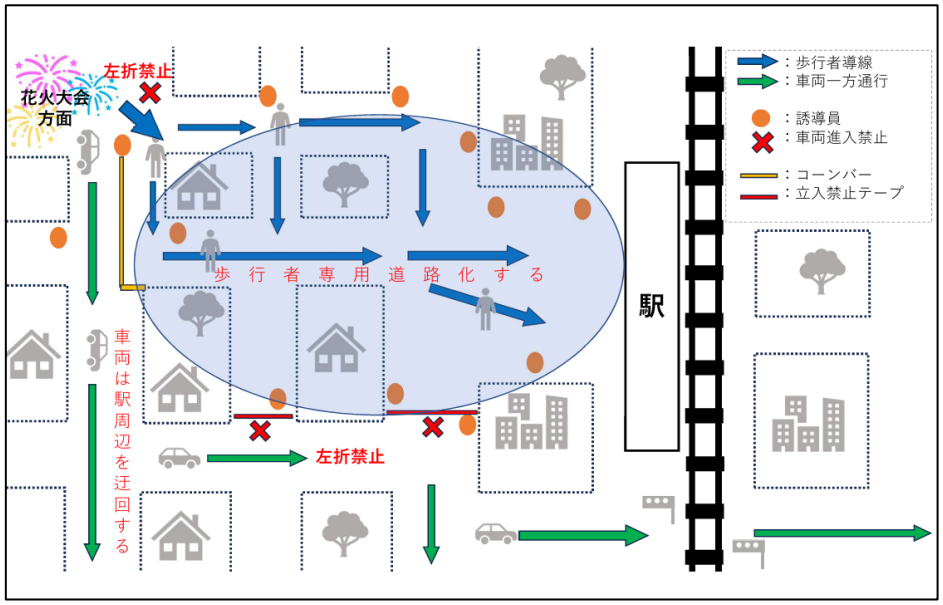

図　駅周辺の交通規制・誘導イメージ

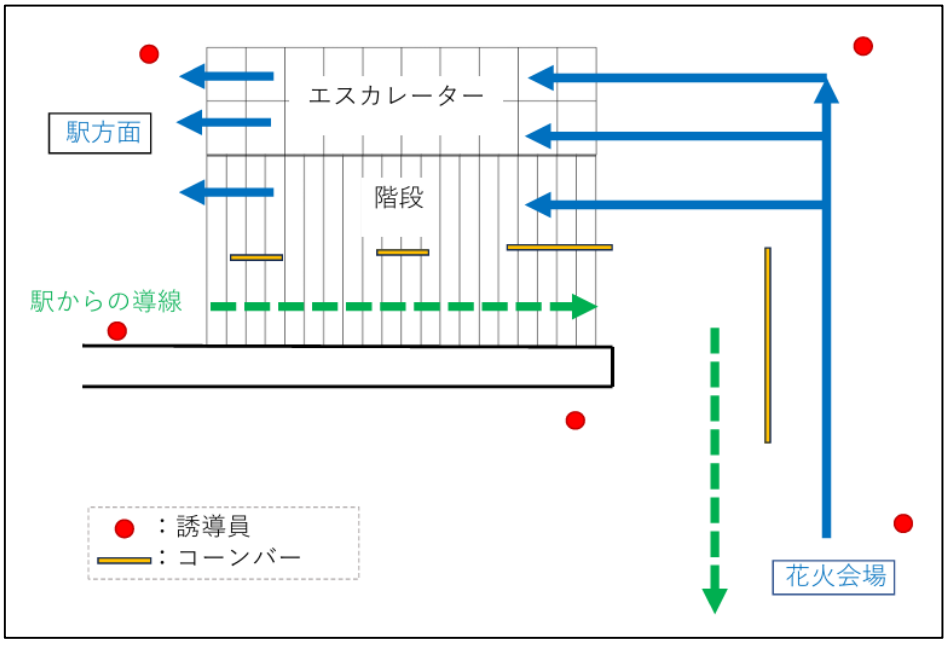

図　駅周辺の階段・エスカレーターにおける誘導イメージ

5.　広域避難に関する情報の発表・発令

5.1　広域避難に関する情報の発表・発令

5.1.1　広域避難の検討開始の発表

○○区（広域避難自治体）は、必要に応じて他の広域避難自治体と連携・共同により、広域避難の実施について共同検討を開始する。

○○区（広域避難自治体）は、「広域避難の検討開始」の発表（時期・手段・内容等）について、東京都、他の広域避難自治体と共有・調整する。

○○区（広域避難自治体）は、住民に対して「広域避難の検討開始」を発表する。

政府機関・東京都は、広域避難自治体が「広域避難の検討開始」について公表した事を、広く周知する。

【解説】

「広域避難の検討開始」では、①今後の広域避難情報発信の可能性、②自主的な避難先の確保検討、③車両での避難を想定している住民の早期避難、④屋内安全確保が可能な場合の備蓄準備の確認、⑤鉄道等の公共交通機関の運行状況等に関する情報収集、の５点を住民に呼びかけることが望ましい。

■「広域避難の検討開始」の伝達内容

広域避難が必要となるような大規模な風水害が想定されるような状況においては、まだ晴天や曇天の状態の中で、避難の準備や開始の呼びかけを行い、浸水想定区域内から確実に住民を避難させる必要がある。このため、簡潔かつインパクトのある表現で発信し、「これまでにない規模の災害が発生する可能性が高まっており、適切な避難に備える必要がある」という気運を醸成することが重要である。

5.1.2　自主的な避難を促す情報の発表

○○区（広域避難自治体）は、他の広域避難自治体と連携して、「自主的な避難を促す情報」の発表について検討する。

○○区（広域避難自治体）は、「自主的な避難を促す情報」の発表（時期・手段・内容等）について政府機関・東京都と共有・調整する。

○○区（広域避難自治体）は、住民に対して「自主的な避難を促す情報」を発表する。

政府機関・東京都は、広域避難自治体による「自主的な避難を促す情報」の発表について、広く周知する。

政府機関、東京都及び○○区（広域避難自治体）は台風被害の軽減のために、浸水想定区域にある地域の事業所における在宅勤務や学校の休校などの措置を講ずるよう関係機関・団体に呼びかける。

【解説】

「自主的な避難を促す情報」では、①自主避難の開始、②要配慮者等の早期避難、③車両避難者の早期避難、④鉄道避難者の早期避難準備、⑤鉄道等の公共交通機関の運行状況等に関する情報収集、⑥屋内安全確保が可能な場合の対応、の６点を住民に呼びかけることが望ましい。

■「自主的な広域避難を促す情報」の伝達内容

一人ひとりがその水害リスクに応じた適切な避難行動を開始する必要があることを簡潔かつインパクトのある表現で発信することが重要である。大型台風接近時は、公共交通機関の運休（計画運休）や、高速道路等の通行止めが早い段階から開始される場合もあるため、自主避難先が徒歩圏外などにある場合は、この段階から移動を開始しなければ、移動手段が無くなってしまう可能性もある。特に車両での避難が集中し渋滞が見込まれ、豪雨等が降り始めさらに激しい渋滞が発生し、移動が困難となるため、この段階から避難を開始するよう発信する必要がある。

5.1.3　広域避難を促す情報の発表

○○区（広域避難自治体）は、他の広域避難自治体と連携して、「広域避難を促す情報」の発表について検討する。

○○区（広域避難自治体）は、「広域避難を促す情報」の発表（時期・手段・内容等）について政府機関・東京都と共有・調整する。

○○区（広域避難自治体）は、住民に対して「広域避難を促す情報」を発表する。

政府機関・東京都は、広域避難自治体による「広域避難を促す情報」の発表について、広く周知する。

【解説】

「広域避難を促す情報」は発表直後と計画運休直前の２つに分けて整理しておく必要がある。

情報発表当初の「広域避難を促す情報」では①広域避難の実施、②広域避難者の必要物資の持参、③車両避難者の原則禁止、④鉄道避難者の早期避難、⑤屋内安全確保が可能な場合の対応の５点を住民に呼びかけることが望ましく、計画運休直前の「広域避難情報を促す情報」では、前述の①から③と④鉄道避難のリミット、⑤域内垂直避難先の確保検討の５点を住民に呼びかけることが望ましい。

■「広域避難を促す情報」の伝達内容

速やかに適切な避難行動をとる必要があることを簡潔かつインパクトのある表現で発信する必要がある。特に、公共交通機関の計画運休が始まると避難手段が限定されるため、計画運休開始前に避難するよう伝える必要がある。

5.1.4　垂直避難を促す情報の発表

○○区（広域避難自治体）は、他の広域避難自治体と連携して、「垂直避難を促す情報」の発表について検討する。

○○区（広域避難自治体）は、「垂直避難を促す情報」の発表（時期・手段・内容等）について政府機関・都と共有・調整する。

○○区（広域避難自治体）は、住民に対して「垂直避難を促す情報」を発表する。

政府機関・東京都は、広域避難自治体による「垂直避難を促す情報」の発表を、広く周知する。

【解説】

> 計画運休以降は、鉄道等による広域避難以外の避難行動で自らの身の安全を確保するよう呼びかける。まず「垂直避難を促す情報」では、①鉄道による広域避難以外の避難行動の呼びかけ、②（民間を含めた）建物管理者等への周辺住民受入依頼、の２点を住民に呼びかけることが望ましい。
>
> ■「垂直避難を促す情報」の伝達内容
>
> 計画運休が始まると、浸水地域の境界付近の徒歩で広域避難が可能な住民以外には行政として広域避難を呼びかけることが非常に困難になる。そこで、計画運休以降は、すみやかに安全な場所に避難する等、自らの身の安全を確保するように呼びかけることが必要である。

5.1.5　緊急安全確保の発令

○○区（広域避難自治体）は氾濫等の情報（可能性も含む）を入手する。

○○区（広域避難自治体）は、他の広域避難自治体と連携して、「緊急安全確保」の発令について検討する。

○○区（広域避難自治体）は、「緊急安全確保」の発表（時期・手段・内容等）について政府機関・東京都と共有・調整する。

○○区（広域避難自治体）は、住民に対して「緊急安全確保」を発令する。

政府機関・東京都は、○○区（広域避難自治体）による「緊急安全確保」の発令を、広く周知する。

【解説】

> 「緊急安全確保」では、①災害発生又は切迫の状況、②垂直移動等の早期実施、③建物管理者等への周辺住民受入依頼、の３点を住民に呼びかけることが望ましい。
>
> ■「垂直避難を促す情報」「緊急安全確保」の伝達内容
>
> 危機が目前に迫り、地域によっては災害が発生している可能性があるこの段階においては、活用可能なあらゆる発信手段を駆使して、速やかに命を守るべき行動をとるべきことを簡潔かつインパクトのある表現で伝える必要がある。対象地域のビル所有者等に対して、周辺の逃げ遅れている住民を積極的に受け入れるような共助を促す発信も重要となる。

5.2　広域避難に関する情報の伝達手段

各機関の主な伝達手段を示す。

5.2.1　政府機関

政府機関は、以下の伝達手段を用いて、広域避難に関する呼びかけを行う。

表　広域避難に関する情報の伝達手段

広域避難に関する情報	主な伝達手段
広域避難の検討開始	記者会見、HP、SNS
自主的な避難を促す情報	
広域避難を促す情報	
垂直避難を促す情報	
緊急安全確保	

＜例：台風接近に伴う国民への呼びかけ、報道発表＞

内閣府特命担当大臣（防災）大臣からの国民への呼びかけの状況が SNS（フェースブック）で伝達されている様子

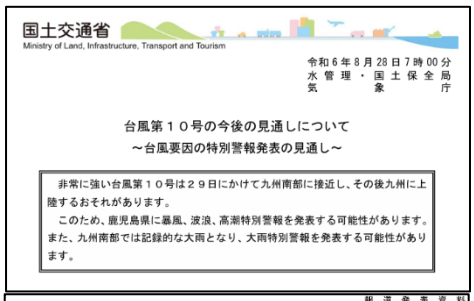

報道発表資料

5.2.2　東京都

東京都は、以下の伝達手段を用いて、広域避難に関する呼びかけを行う。

表　広域避難に関する情報の伝達手段

広域避難に関する情報	主な伝達手段
広域避難の検討開始	記者会見、HP、SNS、防災アプリ、DIS(L アラート)
自主的な避難を促す情報	
広域避難を促す情報	
垂直避難を促す情報	
緊急安全確保	

＜例：東京都防災アプリ＞

5.2.3　広域避難自治体

○○区（広域避難自治体）は、以下の伝達手段を用いて、広域避難に関する呼びかけを行う。

表　広域避難に関する情報の伝達手段

広域避難に関する情報	主な伝達手段
広域避難の検討開始	記者会見、HP、SNS、防災アプリ、防災行政無線、広報車、一斉送信システム、DIS（L アラート）、緊急速報メール
自主的な避難を促す情報	
広域避難を促す情報	
垂直避難を促す情報	記者会見、HP、SNS、防災アプリ、防災行政無線、一斉送信システム、DIS（L アラート）、緊急速報メール
緊急安全確保	

【解説】

防災行政無線は、停電や通信途絶等の影響を受けにくく、地域ごとの防災情報を住民に直接発信できる有効な手段である。

多くの区では防災アプリを導入しており、葛飾区では、防災アプリ「かつラッパ」により、防災行政無線の放送内容を文字又は音声で確認できる。また、中央区ではライフラインの途絶に強い緊急告知ラジオを希望者に有償で頒布している。他の自治体においても、こうした取組などを参考に、HP、メール、防災アプリ、電話、FAX など複数の手段により、防災行政無線の発信内容を住民が確認できるようにしておくことが望ましい。

＜例：葛飾区スマートフォンアプリ「かつラッパ」＞

(1)　DIS（L アラート）を用いた情報伝達手段

○○区（広域避難自治体）は、報道機関等への情報伝達手段として（東京都）DIS と連動のＬアラートを活用する。

【システムの概要】

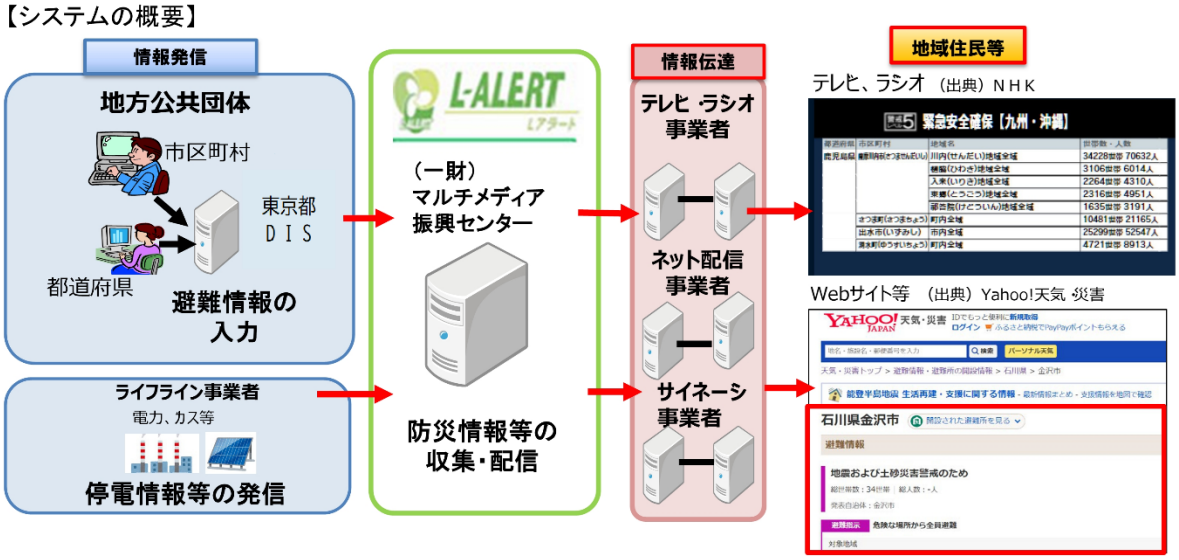

図　Ｌアラート・システム概要（総務省 HP より）

(2)　緊急速報メール

○○区（広域避難自治体）は、広域避難を呼びかける場合に、必要により緊急速報メールを発信する。

図　緊急速報メールの概要（国土交通省 HP より）

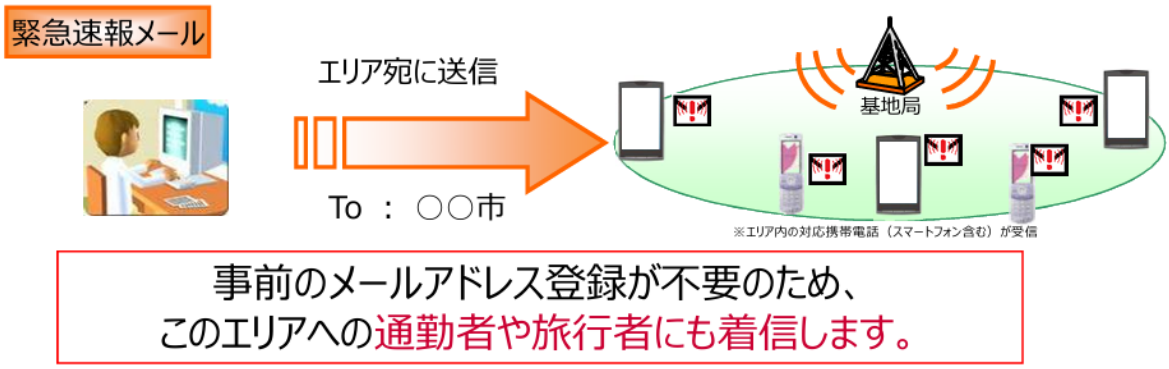

図　緊急速報メールの特徴（国土交通省 HP より）

【解説】

Ｌアラート（Local alert）とは、災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤である。平成23年6月の運用開始以降、多くの情報発信者・情報伝達者に活用されている。平成31年4月には全都道府県による運用が実現し、近時の災害においては、速やかに避難指示の発令状況等を配信するなど、災害情報インフラとして一定の役割を担っている。

緊急速報メール「エリアメール」とは、“緊急地震速報”や“災害・避難情報”を、被災の恐れのあるエリア内の大多数の携帯電話に対し、短時間で配信（受信）することが可能なシステムである。

Lアラートや緊急速報メールを活用して広域避難情報を伝達する場合の注意点や文例については、本計画モデルの参考資料に掲載している。

6.　首都圏大規模水害広域避難タイムライン

○○区（広域避難自治体）は、広域避難に係る関係機関（政府機関、東京都、広域避難自治体、警察・消防、交通事業者、通信事業者、報道機関等）と連携し、広域避難時の具体的なオペレーションを時間軸に沿って整理する。

○○区（広域避難自治体）は、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン（令和６年３月）」について、組織内での検討や訓練等での検証を通じて、広域避難対応や関係機関との連携内容について、ブラッシュアップを図る。

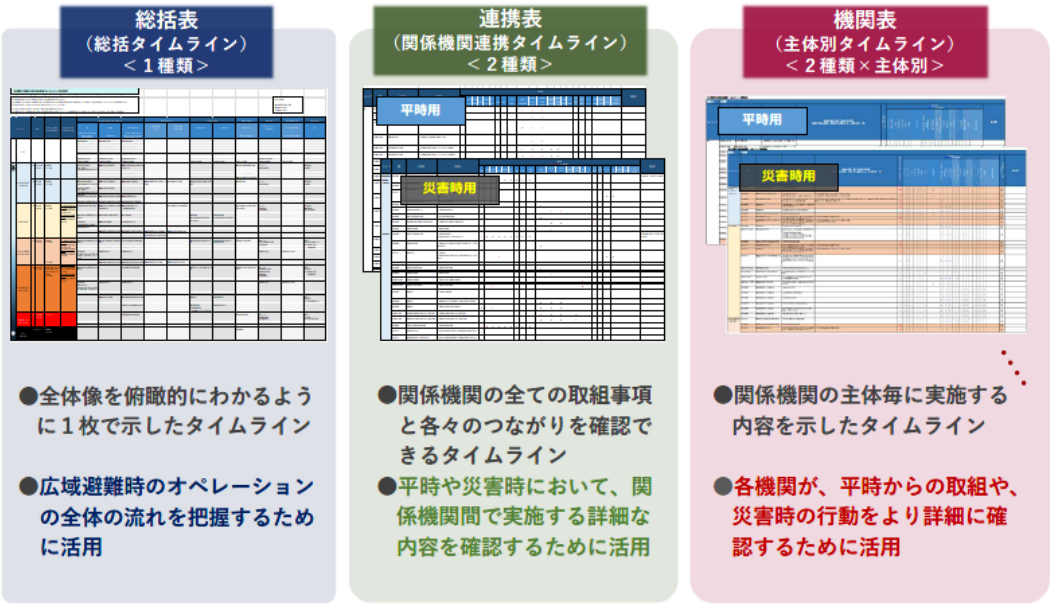

図　首都圏大規模水害広域避難タイムライン

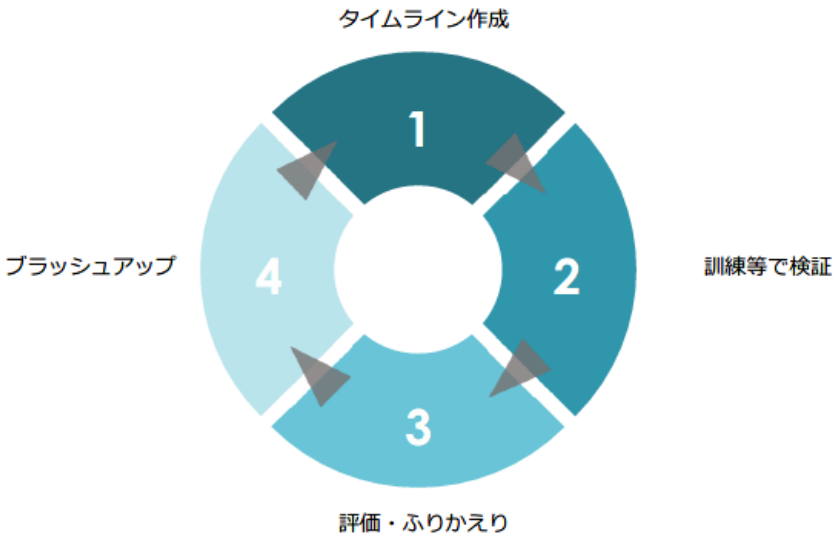

図　広域避難タイムラインのブラッシュアップ

首都圏大規模水害広域避難タイムライン 【①総括表】

○東京東部低地帯における「高潮浸水」を想定した広域避難に関するタイムライン。
○対象機関は、国、東京都、広域避難自治体、広域避難先自治体、広域避難先施設管理者、鉄道事業者、バス事業者、その他行政機関、マスコミ・メディア、通信事業者、住民。
○高潮氾濫が発生した時刻（10月12日22時）を発災時刻（ゼロアワー）として設定。
○台風・荒川流域平均雨量は、「江東5区大規模水害広域避難計画」に準ずる。
○各機関の対応は、首都圏検討会の成果（「広域避難計画策定支援ガイドライン」、「広域避難計画モデルの策定に向けて（鉄道・バスの内容）」）を基に整理し、内容を補足。

【対応の種類】
●広域避難先開設・運営
■避難手段・誘導
★情報発信・伝達

タイミング		時間	気象・水文情報【平均雨量(東京)】	台風・荒川流域平均雨量の予測	広域避難の実施判断・情報発信			避難者の受入れ		避難者の輸送		避難者の誘導	情報伝達	広域避難の支援	避難対象者
					国 （内閣府、国土交通省、気象庁、消防庁、海上保安庁、自衛隊、警察庁等）	東京都 （災害対策本部）	広域避難自治体 （中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）	広域避難先自治体	広域避難先施設管理者	鉄道事業者	バス事業者	警察・消防 （警視庁、東京消防庁）	マスコミ・メディア、通信事業者	その他関係機関 （東京商工会議所、経済界等）	住民
	平時				●事前準備の実施 ●広域避難先施設との調整 ●明出した状況での避難体制の整備 ●避難の反進に関する周知 ●避難行動計画の作成促進 ■情報の入手方法の周知 ■避難手段の周知 ★情報収集手段の周知 ★水害リスクの周知 ★高齢防止対策の周知	●事前準備の実施 ●広域避難先施設との調整 ●明出した状況での避難体制の整備 ●避難の反進に関する周知 ●避難行動計画の作成促進 ■情報の入手方法の周知 ■避難手段の周知 ★情報収集手段の周知 ★水害リスクの周知 ★高齢防止対策の周知	●事前準備の実施 ●広域避難先施設との調整 ●明出した状況での避難体制の整備 ●避難の反進に関する周知 ●避難行動計画の作成促進 ■情報の入手方法の周知 ■避難手段の周知 ★情報収集手段の周知 ★水害リスクの周知 ★高齢防止対策の周知			■情報の入手方法の周知 ■避難手段の周知 ★水害リスクの周知	■情報の入手方法の周知 ■避難手段の周知 ★水害リスクの周知	■情報の入手方法の周知 ★水害リスクの周知	■情報の入手方法の周知 ★情報収集手段の周知 ★水害リスクの周知	●避難行動計画の作成促進 ★水害リスクの周知	
	共同検討開始前の事前協議	-120h 発災5日前 （7日22時）	○台風情報 【15m/s未満】		★記者会見等（気象庁） ・台風への警戒 ※台風の進路や強度の予測きゅうまえで実施を判断	●■★災害対策本部設置	●■★危急対策本部設置 ●■★職員緊急召集（5段）	●■★災害対策本部等の設置※各区の計画による				●■★災害警備本部を設置（警察） ●■★都庁に連絡室を設置 ●■★広域避難自治体に連絡員を派遣	★ニュース ・気象庁記者会見		★情報収集 ・台風情報
	共同検討開始前の事前協議	-96h 発災4日前 （8日22時）	○台風情報 【15m/s未満】		●■★災害対策本部設置 ※気象予測等を踏まえ、総合的に判断される ★記者会見等（気象庁） ・台風への警戒 ※台風の進路や強度の予測きゅうまえで実施を判断 ■計画運休の検討状況確認（国交省） ■■★東京都・広域避難自治体との情報共有	●■★災害対策本部設置 ●■★危機管理対策会議・本部会議開催 ●大規模広域避難先施設との調整開始	●■★自治体の情報共有 ●■★職員緊急召集（5段） ●広域避難先施設との調整開始	●■広域避難自治体との連携について確認	●（施設開設可否の確認）	●気象状況の把握・計画運休の検討開始		●■★情報収集	★ニュース ・気象庁記者会見		★情報収集 ・台風情報
	共同検討開始	-72h 発災3日前 （9日22時）	○台風情報 【15m/s未満】	○72 時間先の台風予報で、中心気圧 930hPa 以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測。 ○荒川流域での3日間積算流域平均雨量が概ね 400 mmを超える可能性があると予測	■計画運休の検討状況確認（国交省） ■■★東京都・広域避難自治体との情報共有 ★記者会見等 ・台風情報（首都圏への影響等） ・早期避難の呼びかけ	●■★自治体との情報共有（広域避難の実施決定） ■可能な範囲での鉄道運休発行除 ●■★本部会議開催 ★事前避難の呼びかけ ★翌日の出社抑制・休校検討 ●■大規模広域避難先施設の開設方法検討	●■★共同検討開始（5段） ・広域避難の実施決定 ■バス輸送要請 ★事前避難の呼びかけ ●広域避難先との調整・東京都との情報共有	●（広域避難自治体との連携確認） ●（開設可能な施設を都に報告） ●■開設可能な施設を都に報告			■運発準備 ■★計画運休実施可能性の周知（前々日（日安）） ■避難者輸送準備 ■★運休実施可能性の周知（路線バス）	■避難・誘導状況等の把握（誘導が想定される箇所）	★ニュース ・記者会見等 ・共同検討開始		★情報収集 ■■避難準備 ・飲食品・品の準備 ・避難先の確認
	「自主的な避難を促す情報」の発表	-48h 発災2日前 （10日22時）	○台風情報 【15m/s未満】 【15m/s未満】	○48 時間先の台風予報で、中心気圧 930hPa 以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測。 ○荒川流域での3日間積算流域平均雨量が概ね 500 mmを超える可能性があると予測。	●■★東京都・広域避難自治体との情報共有 ★記者会見等 ・大雨、暴風、高波、洪水の見通し（気象の見通し、河川の状況、ハザードマップ等） ・避難の呼びかけ	●自治体との情報共有（広域避難先施設） ●■★本部会議開催 ★避難の呼びかけ ●■大規模広域避難先施設の開設	★自主的な避難を促す情報の発表 ■避難誘導の協力要請 ★避難の呼びかけ ●広域避難先施設の開設※広域避難を促す情報に合わせて開設	●■広域避難自治体との連携	●■広域避難自治体との連携	■★計画運休実施の周知(前日(日安)) ■輸送力に応じた可能な範囲での運発	■★運休実施の周知(路線バス) ■避難者輸送開始	■避難誘導の支援の調整 ■避難誘導の支援（混雑が想定される箇所）	★■ニュース ・自主的な避難を促す情報 ・合同記者会見 ★避難の呼びかけ	★避難の呼びかけ支援	■避難 ・手段：鉄道・自動車・バス ・行先：親戚知人宅等 広域避難施設
	「広域避難を促す情報」の発表	-24h 発災1日前 （11日22時）	○注意報（大雨、洪水、強風、波浪、高潮）→警報（大雨、洪水、暴風、波浪、高潮） 【15m/s未満】	○930hPa 以下の台風が概ね 24 時間以内に到達すると予測。 ○荒川流域での3日間積算流域平均雨量が概ね 600mm を超える可能性があると予測。	●■★東京都・広域避難自治体との情報共有 ★記者会見等 ・避難の呼びかけ ・大雨、暴風、高波、高潮、洪水の見通し（気象の見通し、河川の状況、ハザードマップ等） ■運原・公共交通機関情報の提供	●大規模広域避難先施設の運営 ★避難の呼びかけ ■運原・公共交通機関情報の提供 ●■★自治体との連携	★広域避難を促す情報の発表 ●広域避難先施設の運営 ★避難の呼びかけ ■運原・公共交通機関情報の提供 ■計画運休後の避難誘導の協力要請 ★鉄道以外での広域避難の呼びかけ			■輸送力に応じた可能な範囲での運発 ■運原・公共交通機関情報の提供 ■運発終了 ■計画運休開始 ※鉄道運転規制値 （平均風速20～25m/s）に達する前に運休完了	■運原・公共交通機関情報の提供 ■避難者輸送終了 ■運休開始（路線バス）	■避難誘導の支援（混雑が想定される箇所） ■運原・公共交通機関情報の提供	■★ニュース ・広域避難を促す情報 ・自動車利用の抑制 ・記者会見等 ・鉄道運発開始 ・鉄道運行停止予定 ★避難の呼びかけ ■運原・公共交通機関情報の提供	★避難の呼びかけ支援	■避難 ・手段：鉄道 ・行先：親戚知人宅等 広域避難施設 ■避難 ・手段：徒歩 ・行先：道路の親戚知人宅 区内の避難所
	「垂直避難を促す情報」の発表	-8h 発災9時間前 （12日13時）	【15m/s以上】		★避難の呼びかけ ■避難先、手段の周知	★避難の呼びかけ ■避難先、手段の周知	★垂直避難を促す情報の発表 ★避難の呼びかけ ■避難先、手段の周知					■自動車避難の抑制	■★ニュース ・計画運休の実施 ・徒歩避難を推奨 ・垂直避難を促す情報 ★避難の呼びかけ	★避難の呼びかけ支援	■避難 ・手段：徒歩 ・行先：堅牢な建物・高所
	発災 （高潮氾濫）	0h ゼロアワー	○高潮発生 【15m/s以上】									（救助活動等）			

1　【解説】

■首都圏大規模水害広域避難タイムラインの構成

具体化検討会では、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」として取りまとめた。本タイムラインは「総括表」「連携表」「機関表」の 3 表で構成される。

■ワークショップの実施

具体化検討会では、広域避難の検討を具体化させるため、タイムラインの作成にあたり、具体化検討会の構成機関及び報道機関等の関係者とともにワークショップを実施した。ワークショップにおいて、各機関が実施すべき行動を整理し、共通のタイムラインを作成した。

ワークショップは、2 回実施した。第 1 回のワークショップでは、住民目線になってもらい、広域避難が必要な大規模水害時の対応（避難先、避難手段、情報収集等）について意見出しした上で、広域避難のための対応を検討した。

第 1 回のワークショップの意見を踏まえて、平時の実施事項も含めた「首都圏大規模水害広域避難タイムライン（原案）」を作成し、関係機関へ意見照会を実施するとともに、第 2 回ワークショップを実施した。

第 2 回ワークショップの意見と関係機関への意見照会を踏まえた上で、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン（令和 5 年度版）」を作成した。

図　ワークショップの様子

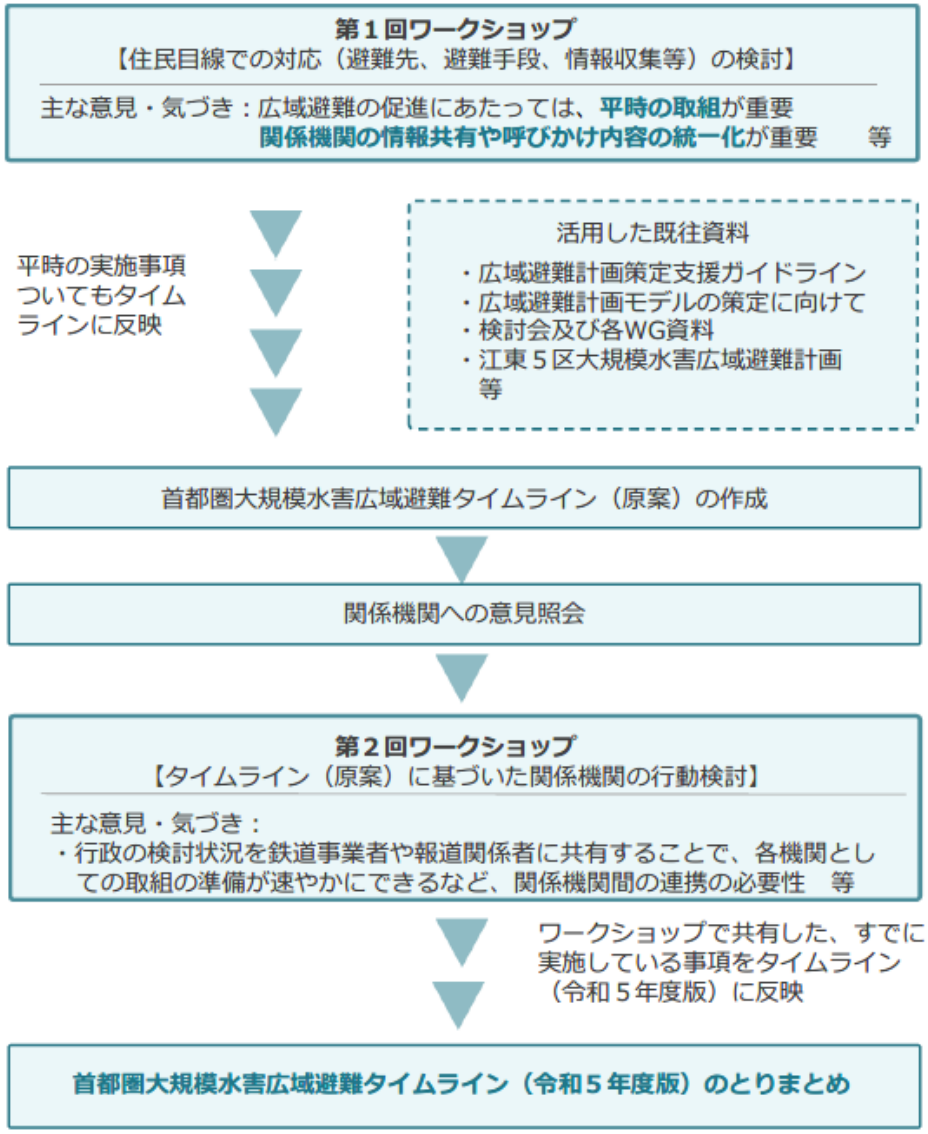

図　タイムライン作成の流れ

■モデル台風の設定

首都圏検討会では、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」の作成にあたり、対象災害のイメージを具体化し、関係機関間で大規模水害時の状況を共有できるよう、「モデル台風」を作成した。モデル台風は、令和元年台風 19 号と同じ経路でより規模の大きな台風を設定している。

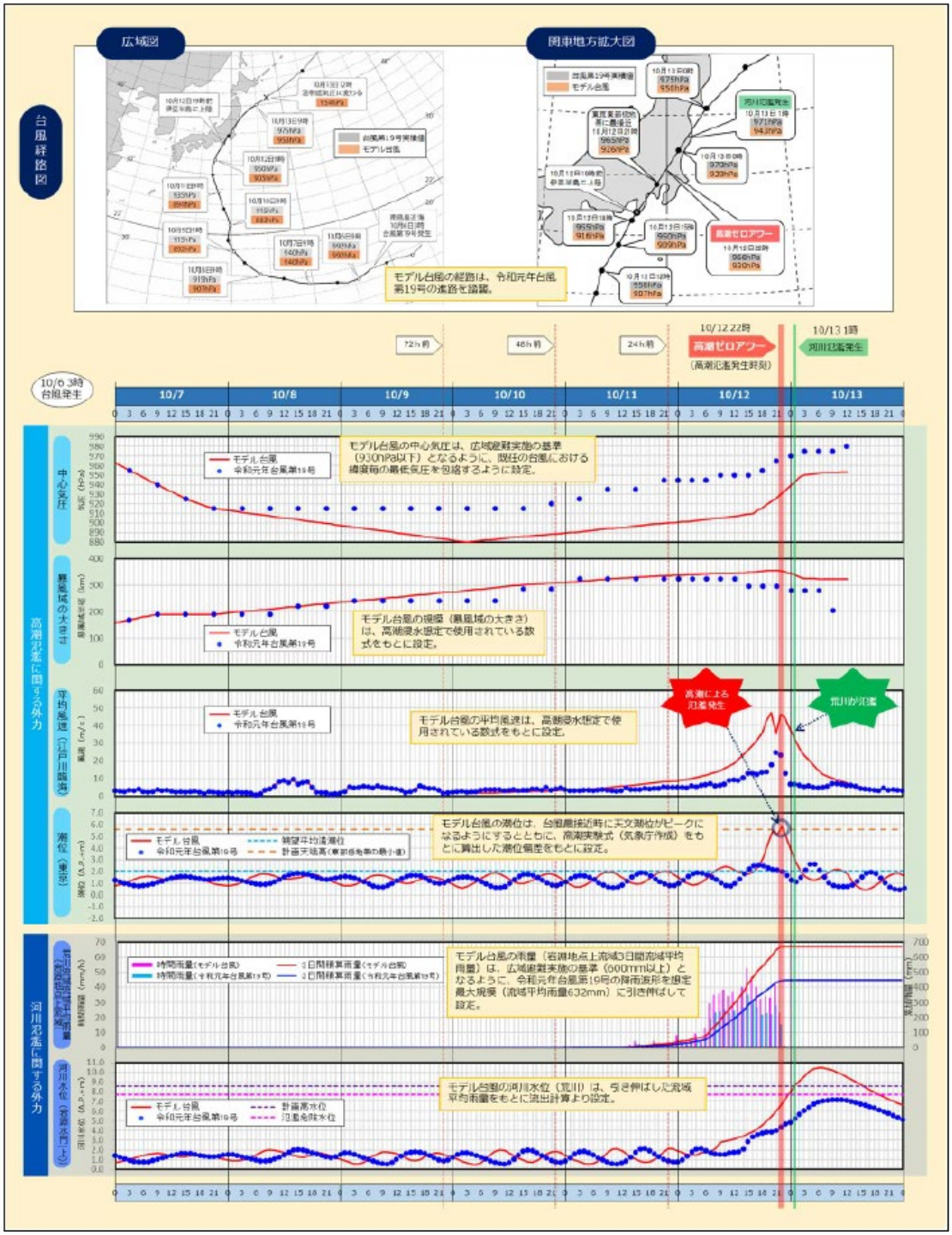

図　モデル台風の設定

1

7.　平時の普及啓発

国、東京都及び〇〇区（広域避難自治体）は、広域避難に係る関係機関と連携し、対象地域の住民に対して大規模水害時の広域避難に関する普及啓発を行う。

【普及啓発メニューの例】

〇水害リスクの周知（例：浸水深、浸水継続時間）

〇避難促進に関する周知

（例：大規模水害の特徴、広域避難の必要性）

〇避難行動計画の作成促進

（例：マイ・タイムラインの作成）

〇事前準備の周知

（例：避難先や避難ルートの確認、備蓄）

〇情報入手方法の周知（例：ホームページ、SNS）

〇避難手段・混乱防止対策の周知

（例：混雑発生箇所の確認方法）

【普及啓発手段の例】

〇我が家の水害リスク診断書（東京都・江東 5 区）

〇東京マイ・タイムライン（東京都）

〇マイ・タイムラインリーダーの育成

〇川の防災情報、キキクル（国土交通省・気象庁）

〇ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ

〇防災セミナー、防災シンポジウム

〇防災訓練、出前講座、講習会

〇広報誌、ホームページ、SNS、防災アプリ

〇デジタルサイネージの活用

図　我が家の水害リスク診断書（東京都・江東５区）

図　東京マイ・タイムライン（東京都）

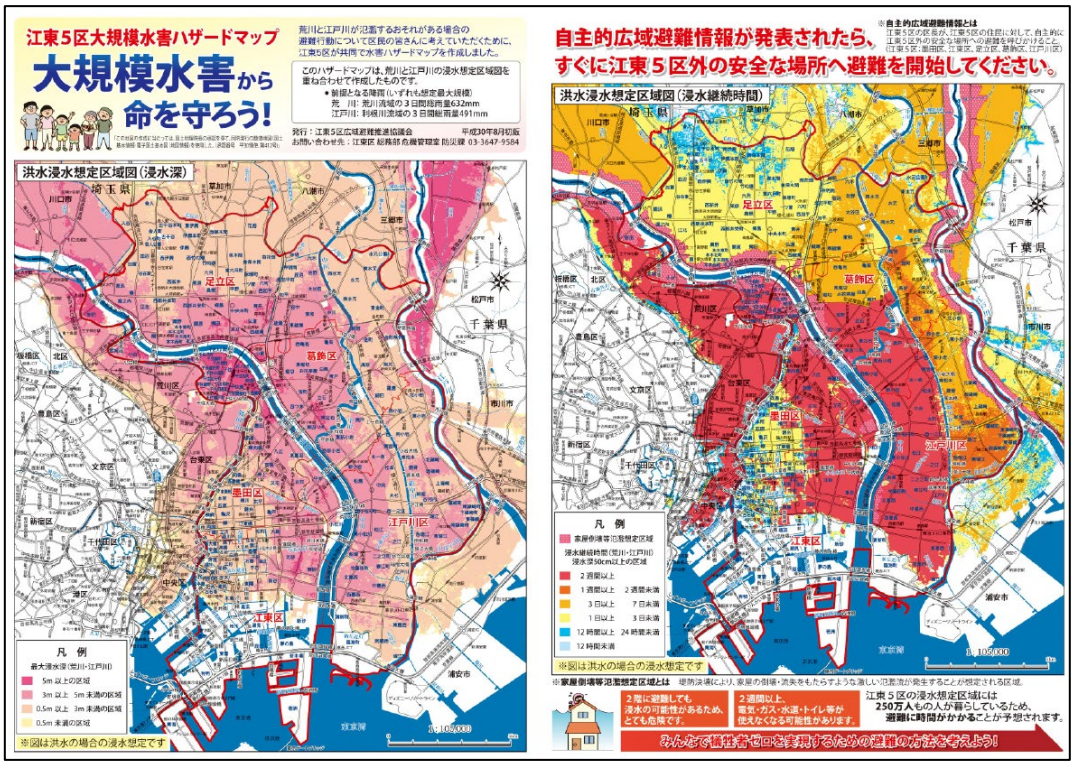

図　江東5区大規模水害ハザードマップ（江東5区）

【解説】

広域避難は通常の生活と変わらない環境下で避難行動に移してもらう場合が想定され、これまでに広域避難を経験したことがない住民にとって、広域避難を決断することは心理的ハードルが非常に高いものである。このため、広域避難に対する社会的認知度向上や適切な避難行動を促すための普及啓発が重要である。

参考資料

広域避難に関する情報の伝達文例

(1) 政府機関による国民に向けた呼びかけ

政府機関は、以下の文例を参考に、広域避難に関する呼びかけを行う。

表　広域避難に関する情報の伝達文例

広域避難に関する情報	伝達文例
広域避難の検討開始	会見での発言内容 台風第●号は、●日●時頃に関東地方に上陸する恐れがあります。 首都圏の荒川沿い、特に東京都の東部において、このまま台風が最悪のルートをたどった場合、壊滅的な被害が予想されます。 江東５区を中心に関係自治体が集まって、今後の対応を協議するため、共同検討を開始しています。 政府としても、こういった取組と合わせて対応がとれるよう、国民の命を守ることを最優先に、災害対策本部を設置して対応にあたることにしております。特に、低平地（ゼロメートル地帯）では、浸水の影響が広範囲かつ長期にわたり継続すると予想され、お住まいの地域を離れ、他の自治体などに避難いただく「広域避難」の必要性も考えられます。 川から溢れた水は、２週間引かないといった状況になり、災害後は逃げることができず、電気・水道・ガス、全てが絶たれ、食料は無く、水も飲めません。自治体が発令する情報に従って、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、可能であれば勤め先等に避難してください。 特に、避難に時間のかかる高齢者の方等は、早めに避難を検討してください。また、鉄道・バス等の公共交通機関は、台風の接近に伴い、運休する可能性があります。運休の間際では、駅や車両内で、避難者による混雑の発生が想定されます。避難に公共交通機関を利用する方も早めに避難を検討してください。 今後、気象情報や自治体からの情報に注視しながら、その指示に従ってください。

広域避難に関する情報	伝達文例
自主的な避難を促す情報	会見での発言内容 台風の影響により、関東東部地域で高潮氾濫により、浸水が発生する可能性があります。 特に、低平地（ゼロメートル地帯）では、浸水の影響が広範囲かつ長期にわたり継続すると予想され、お住まいの地域を離れ、他の自治体などに避難いただく「広域避難」の必要性も考えられます。 地方自治体の首長の皆様には、人命を最優先に考え、避難情報を適切に発令いただくと共に、避難に必要な情報をこまめに提供いただくようお願いいたします。 今後、公共交通機関では計画運休を実施する可能性があります。計画運休の間際には、混雑が予想されます。また緊急車両の通行を優先するため、お体が不自由な方やその支援者の方以外は自動車利用を控えて頂く必要があります。 ご自身や家族の移動手段と避難先をご確認いただき、早めの避難を心がけてください。 さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者については、特に避難に時間を要することから、早めの避難をお願いします。 台風の接近に伴い、状況は変化します。今後、自治体等から発表される情報を注意深く確認してください。

広域避難に関する情報	伝達文例
広域避難を促す情報	会見での発言内容 台風第の影響により、東京湾の高潮により、浸水が発生する可能性が高まっています。 特に、低平地（ゼロメートル地帯）では、浸水の影響が広範囲かつ長期にわたり継続すると予想され、お住まいの地域を離れ、他の自治体などに避難する「広域避難」が必要です。「広域避難」を促す情報が発表された地域では、すみやかに避難行動の開始をお願いします。 地方自治体の首長の皆様には、人命を最優先に考え、避難情報を適切に発令していただくと共に、避難に必要な情報をこまめに提供いただくようお願いいたします。 今後、複数の公共交通機関が計画運休を実施する予定であり混雑が予想されます。鉄道で避難する方は、すみやかに避難を開始してください。 また緊急車両の通行を優先するため、お体が不自由な方やその支援者の方以外は自動車利用を控えてください。 ご自身や家族の移動手段と避難先をご確認いただき、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、可能であれば勤め先等にすみやかに避難を開始してください。 台風の接近に伴い、状況は変化します。今後、自治体等から発表される情報を注意深く確認してください。
垂直避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●号の影響により、東京湾の高潮により、浸水が発生する可能性が極めて高い状況です。 ●時時点で、洪水浸水想定区域を含む○○区、○○区・・・で垂直避難を促す情報が発表されています。 住民の皆様は、速やかに安全な場所に避難をお願いします。 現在、多くの公共交通機関が計画運休を実施しています。これから遠方への避難は困難です。行政が避難場所として指定している近くの高い場所にある小中学校や公民館、民間施設、高台、親戚・知人宅などのできるだけ高い場所に避難してください。 堅牢な建物の管理者は、周囲にいる人を可能な限り建物内の高い場所に受け入れるよう、お願いします。 地方自治体の首長の皆様には、人命を最優先に考え、避難の呼びかけ、逃げ遅れた住民の確認をお願いします。 避難の必要な方々は、速やかに避難経路の安全を確認の上、避難時に持参する食料や薬をご自身でご準備いただき、身の安全を図るため、避難行動に移ってください。

広域避難に関する情報	伝達文例
緊急安全確保	会見での発言内容 台風第●号の影響により、東京湾の高潮により、浸水が発生しています。 ○○区、○○区・・・で「緊急安全確保」が発表されました。 まだ避難をしていない住民の方は、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 堅牢な建物の管理者は、周囲にいる人を可能な限り建物内の高い場所に受け入れるよう、お願いします。

(2) 東京都による都民に向けた呼びかけ

東京都は、以下の文例を参考に、広域避難に関する呼びかけを行う。

表　広域避難に関する情報の伝達文例

広域避難に関する情報	伝達文例
広域避難の検討開始	会見での発言内容 台風第〇〇号は、これまでに経験したことがないような勢力で、東京地方に接近しており、３日後には都内に最接近する見込みであり、今後、東京湾の高潮や荒川等の大河川の氾濫により東京東部低地帯では大規模な浸水被害が発生する可能性があります。そのため、〇〇区、〇〇区では、区外への広域避難の実施に向けた検討を開始しました。 今後、各区より広域避難を促す情報を発表する可能性がありますので、ご自宅が浸水想定区域にあるかどうか、早めにハザードマップでご確認ください。 ご自宅が浸水想定区域内の方は、安全な親戚・知人宅や宿泊施設等の確保を進めてください。特に、高齢者など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、早めに避難の準備をしてください。 また、鉄道等の公共交通機関も計画運休を行う可能性がありますので、運行状況等について、情報収集してください。 今後、お住まいの区から広域避難を促す情報が発表された場合は、原則、公共交通機関での避難をお願いします。自家用車で避難することをお考えの方は、都内で大渋滞が発生することが想定されますので、早めの避難を検討してください。 なお、ハザードマップでご自宅が安全であることを確認できた方は、自宅に留まっても構いません。自宅に留まる際は、停電等に備えて十分な備蓄を用意してください。

広域避難に関する情報	伝達文例
自主的な避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●号は、これまでに経験したことがないような勢力で、東京地方に接近しており、明後日には都内に最接近する見込みであり、今後、東京湾の高潮や荒川等の大河川の氾濫により、東京東部低地帯では大規模な浸水被害が発生する可能性があります。 東京東部低地帯の〇〇区、〇〇区では、自主的な広域避難を促す情報を発表しています。 これらの区では、ひとたび氾濫すると広範囲で長期間浸水し、区外の他の区市町村に避難する「広域避難」が必要になると想定されています。 都民の皆様は、ハザードマップ等でご自宅の風水害のリスクを確認して、どこに、どのように避難するのかご自身の避難行動を検討してください。 対象の区内にお住まいで、ご自宅が浸水想定区域内の方は、安全な親戚・知人宅や宿泊施設等を確保し避難を進めてください。 特に、ご高齢の方や、お身体の不自由な方、小さなお子さんをお連れの方など、避難に時間を要する方は、早めに避難を開始する必要があります。今後、都内の複数の鉄道路線が計画運休を実施する可能性があります。最新の運行情報などもご参考に、混雑を避けるため早めの避難を心掛けてください。 合わせて、都内の道路でも大渋滞が発生することが想定されますので、自家用車で避難される方は、逃げ遅れることがないよう、早めの避難を心がけてください。なお、お住いの区から広域避難を促す情報が発表された場合は、原則として、公共交通機関での避難をお願いすることになります。 また、都では、ご自身で安全な親戚・知人宅や宿泊施設等の避難先の確保が困難な方のために広域避難をされる方々を受け入れる施設の開設準備を区と連携して進めています。開設状況は準備でき次第、ホームページで公表しますので確認してください。 ハザードマップで、ご自宅が安全だと確認できた場合は、停電等に備えて十分な備蓄を用意した上で自宅に留まっても構いません。 円滑に避難を行うことができるよう、避難の必要がない都民の方は、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。企業の皆様には、台風の動きや交通機関の運行状況を踏まえて、従業員の皆様の安全の確保と混雑防止のために、出勤の抑制、早期帰宅の検討をお願いします。 台風の接近に伴い、状況は変化します。気象情報や都及び区市町村から発信される情報を、こまめに確認してください。

広域避難に関する情報	伝達文例
広域避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●号は、これまでに経験したことがないような勢力で、東京地方に接近しており、明日には都内に最接近する見込みであり、今後、東京湾の高潮や荒川等の大河川の氾濫により、東京東部低地帯では大規模な浸水被害が発生する可能性が高まっています。 東京東部低地帯の〇〇区、〇〇区では、広域避難を促す情報を発表しています。 これらの区では、ひとたび氾濫すると広範囲で長期間浸水することが想定されており、区外の他の区市町村に避難する「広域避難」も必要になります。 都民の皆様は、ハザードマップ等でご自宅の風水害のリスクや避難場所を確認し、ご自身の避難行動をただちに検討してください。 対象の区内にお住まいで、ご自宅が浸水想定区域内の方は、安全な親戚・知人宅や宿泊施設等を確保し避難をただちに進めてください。 特に、ご高齢の方や、お身体の不自由な方、小さなお子さんをお連れの方など、避難に時間を要する方は、すみやかに避難を開始してください。 また、都と各区では、ご自身で安全な親戚・知人宅や宿泊施設等の避難先の確保が困難な方のために広域避難をされる方々を受け入れる施設を開設しています。開設状況は、ホームページで公表していますのでご確認ください。 今後、都内の複数の鉄道路線が計画運休を実施する予定です。最新の運行情報などもご参考に、混雑を避けるため早めの避難を心掛けてください。 都内の道路でも大渋滞が発生することが想定されますので、原則として、自家用車での避難は控え、公共交通機関での避難をお願いします。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、停電等に備えて十分な備蓄を用意した上で自宅に留まっても構いません。 円滑に避難を行うことができるよう、避難の必要がない都民の方は、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。企業の皆様には、台風の動きや交通機関の運行状況を踏まえて、従業員の皆様の安全の確保と混雑防止のために、出勤の抑制、早期帰宅の検討をお願いします。 台風の接近に伴い、状況は変化します。気象情報や都及び区市町村から発信される情報を、こまめに確認してください。

広域避難に関する情報	伝達文例
垂直避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●●号は、これまでに経験したことがないような勢力で、東京地方に接近しており、まもなく都内に最接近する見込みであり、今後、東京湾の高潮や荒川等の大河川の氾濫により、東京東部低地帯では大規模な浸水被害が発生する可能性が極めて高い状況です。 東京東部低地帯の〇〇区、〇〇区では、垂直避難を促す情報を発表しています。 現在、都内の●●線をはじめとする多くの鉄道路線が計画運休を実施しています。 徒歩で行ける浸水リスクが低い親戚・知人宅や宿泊施設への避難や、建物の浸水しない上層階等への垂直避難をしてください。また、お住まいの区役所のホームページ等で示されている水害時に使用できる避難所があれば、そちらに避難してください。これからますます雨風が強まってきますので、少しでも早く安全な場所に避難することを考えてください。
緊急安全確保	会見での発言内容 台風第●●号の影響で、大規模な浸水被害が発生しています。 今すぐにでもご自宅まで水が入り込んできてもおかしくない状況です。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 堅牢な建物の管理者は、周辺にいる人を可能な限り建物内の高い場所に受け入れるよう、お願いします。ご自身の命を守る行動を直ちにとってください。

(3) 広域避難自治体による住民に向けた呼びかけ

○○区（広域避難自治体）は、以下の文例を参考に、広域避難に関する呼びかけを行う。

表　広域避難に関する情報の伝達文例

広域避難に関する情報	伝達文例
広域避難の検討開始	会見での発言内容 台風第○○号の影響により、今後、○○川が氾濫（高潮氾濫が発生）する可能性があるため、○○区の外へ広域避難の実施に向けた検討を開始しました。 今後、○○区の外への広域避難を促す情報の発令に備え、早めにハザードマップを確認し、ご自宅に浸水の恐れがある方は、鉄道等の公共交通機関の運行状況等について情報収集するとともに、安全な親戚・知人宅や宿泊施設等の確保を進めてください。 特に、高齢者など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、早めに避難の準備をしてください。 広域避難を促す情報が発令された場合は、原則、公共交通機関での避難をお願いしますので、車両での避難を検討している方は、その前に避難を開始してください。 なお、ハザードマップでご自宅が安全であることを確認できた方は、停電等に備えて十分な備蓄を用意した上で、みだりに外出せず、ご自宅にとどまってください。

広域避難に関する情報	伝達文例
自主的な避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●号の影響で、○○区では、○○川の氾濫や東京湾の高潮により、浸水が発生する可能性があります。 ○○区では、●月●日●時に、自主的な避難を促す情報を発表しています。区内では広範囲で長期間浸水することが想定されており、浸水想定区域にお住まいの方は区外の他の市区町村に避難する「広域避難」が必要になります。 区民の皆様は、区のハザードマップをご確認いただき、自宅等からの避難の必要がある方は、安全な親戚・知人宅や宿泊施設等へ自主的に避難してください。 区では、東京都との協定に基づき、●●センター、●●大学を広域避難先施設として開設準備中です。 受け入れ準備が整い次第、速やかに区民の皆様にお伝えします。なお、広域避難先施設へ避難する際は、各自で水・食料等、避難生活に必要なものをご準備・持参してください。 特に、ご高齢の方や、お身体の不自由な方、小さなお子さんをお連れの方など、避難に時間を要する方は、早めに避難を開始することが必要です。避難に支援が必要な方は、個別避難計画に沿った避難を実施してください。 現時点で、●●線、●●線では、●日●時頃に計画運休を実施する可能性があります。鉄道で避難する方は、最新の運行情報などもご参考に、混雑を避けるため早めの避難を心掛けてください。 台風の接近に伴い、状況は変化します。気象情報や東京都及び区から発信される情報を、こまめに確認してください。

広域避難に関する情報	伝達文例
広域避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●号の影響で、○○区では、○○川の氾濫や東京湾の高潮により、浸水が発生する可能性が高まっています。○○区では、●月●日●時に、広域避難を促す情報を発表しています。区民の皆様は、水害ハザードマップをご確認いただき、自宅等からの避難の必要がある方は、安全な親戚・知人宅や宿泊施設、東京都と区が開設した広域避難先施設等へ避難してください。 ○○区では、東京都との協定に基づき、●●センター、●●大学を広域避難先施設として開設しています。 広域避難先施設へ避難する際は、各自で水・食料等、避難生活に必要なものをご準備・持参してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 特に、ご高齢の方や、お身体の不自由な方、小さなお子さんをお連れの方など、避難に時間を要する方は、すみやかに避難を開始してください。避難に支援が必要な方は、個別避難計画に沿った避難を実施してください。 現時点で、●●線、●●線では、●日●時頃に計画運休を実施する予定です。鉄道で避難する方は、すみやかに避難を開始してください。 緊急車両の通行を優先するため、お身体が不自由な方やその支援者の方以外は、自動車の利用を控えてください。 台風の接近に伴い、状況は変化します。気象情報や東京都及び区から発信される情報を、こまめに確認してください。

広域避難に関する情報	伝達文例
垂直避難を促す情報	会見での発言内容 台風第●号の影響で、○○区では、○○川の氾濫や東京湾の高潮により、浸水が発生する可能性が極めて高い状況です。○○区では、●月●日●時に、垂直避難を促す情報を発表しています。 区民の皆様は、水害ハザードマップをご確認いただき、自宅等からの避難の必要がある方は、すみやかに安全な場所に避難してください。 現在、●●線、●●線、●●線が計画運休を実施しています。今後●●線、●●線、●●線も計画運休を実施する予定です。遠方への広域避難が難しい人は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所や指定緊急避難場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 遠方への広域避難が可能な人は、区外の安全な親戚・知人宅や宿泊施設、広域避難先施設等へ避難してください。 ○日○時時点で、東京湾の潮位は○m に達しており、さらに潮位が上昇すると、高潮により浸水が発生する恐れがあります。今後、台風の接近に伴い、さらに雨風が強くなる見込みです。 ○○橋、○○橋、○○橋・・・・では、浸水想定区域外に向かう自動車の渋滞が発生しています。 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
緊急安全確保	会見での発言内容 台風第●号の影響で、○○区では、○○川の氾濫（東京湾の高潮）により、浸水が発生しています。避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 堅牢な建物の管理者は、周辺にいる人を可能な限り建物内の高い場所に受け入れるよう、お願いします。 ○○区の○○地区・○○地区・・・では、浸水が発生しています。浸水が発生している場所では、頑丈な建物の上の階に移動するなど 命を守る行動をとってください。まだ浸水していない場所でも、今後浸水する可能性があります。身の安全を守る行動をとってください。

1

(4) 緊急速報メールの文例

広域避難情報に関する情報を緊急速報メールにて住民へ伝達する際の文面案を示す。

1) 「自主的な避難を促す情報」を発表する場合

青色：広域避難時の場合

通常避難の文面例 （緊急速報メール配信の手引きを基に作成）	広域避難時の文面案 （広域避難計画策定支援ガイドラインを基に作成）
メール件名 警戒レベル３高齢者等避難を発令 **メール本文** 危険な場所から高齢者等は避難 ○○区から発令 発令時刻：●月●日●●時●●分 発令対象区域：○○区全域 理由：○○川氾濫のおそれあり 行動要請： 高齢者や障害のある方やその支援者など、避難に時間のかかる方は避難 それ以外の人も必要に応じ普段の行動の見合わせ、避難準備の開始、危険なら自主的避難 開設避難所： ○○小学校、○○中学校	**メール件名** 警戒レベル３高齢者等避難を発令 **メール本文** 【広域】自主的な避難を促す情報発表、及び危険な場所から高齢者等の避難を指示 ○○区から発令 発令時刻：●月●日●●時●●分 発令対象区域：○○区全域 理由：東京湾の高潮及び荒川の氾濫おそれあり 行動要請： 高齢者やその支援者の方は、今すぐ避難 鉄道を使って避難する人は、計画運休までに避難 自宅の安全を確認できれば、自宅避難も検討

2) 「広域避難を促す情報」を発表する場合

青色：広域避難時の場合

通常避難の文面例 （緊急速報メール配信の手引きを基に作成）	広域避難時の文面案 （広域避難計画策定支援ガイドラインを基に作成）
メール件名 警戒レベル４避難指示を発令 **メール本文** 危険な場所から全員避難 ○○区から発令 発令時刻：●月●日●●時●●分 発令対象区域：○○区全域 理由：○○川氾濫のおそれあり 行動要請： 今すぐ安全な場所へ避難 安全な親戚・知人宅への避難も検討 近所の方へも声をかけて避難 ハザードマップで自宅の安全を確認できれば自宅避難も検討 開設避難所： ○○小学校、○○中学校	**メール件名** 警戒レベル４避難指示を発令 **メール本文** 【広域】広域避難を促す情報発表、及び危険な場所から全員避難 ○○区から発令 発令時刻：●月●日●●時●●分 発令対象区域：○○区全域 理由：東京湾の高潮及び荒川の氾濫おそれあり 行動要請： 今すぐ、安全な親戚・知人宅、宿泊施設、広域避難先施設等へ避難 鉄道を使って避難する人は、計画運休までに避難 自宅の安全を確認できれば、自宅避難も検討 広域避難先施設： ○○センター、○○大学・・・

3) 「垂直避難を促す情報」を発表する場合

青色：広域避難時の場合

通常避難の文面例 （緊急速報メール配信の手引きを基に作成）	広域避難時の文面案 （広域避難計画策定支援ガイドラインを基に作成）
メール件名 警戒レベル 4 避難指示を発令 **メール本文** 危険な場所から全員避難 ○○区から発令 発令時刻：●月●日●●時●●分 発令対象区域：○○区全域 理由：○○川氾濫のおそれあり 行動要請： 今すぐ安全な場所へ避難 安全な親戚・知人宅への避難も検討 近所の方へも声をかけて避難 ハザードマップで自宅の安全を確認できれば自宅避難も検討 開設避難所： ○○小学校、○○中学校	**メール件名** 警戒レベル 4 避難指示を発令 **メール本文** 【広域】垂直避難を促す情報発表、及び危険な場所から全員避難 ○○区から発令 発令時刻：●月●日●●時●●分 発令対象区域：○○区全域 理由：東京湾の高潮及び荒川の氾濫おそれあり 行動要請： 鉄道各社の計画運休が開始 広域避難が困難な人は、浸水しにくい場所に移動して身の安全を確保 建物等の管理者は、周辺にいる人を可能な限り受け入れ （垂直）避難先施設： ○○センター、○○大学・・・

(5) Ｌアラートの活用　文例

Ｌアラート活用に当たっては、入力情報を要素に分解する必要があるなどシステムの特徴がある。以下に、各広域避難情報が発表される時間に応じて、Ｌアラートを用いて情報を発信する際の文面案を示す。

1) 自主的な避難を促す情報を発表する場合

青色：広域避難に係る情報

表　Ｌアラートの文面案（自主的な避難を促す情報）

記載場所				通常避難の文面例 （公共情報コモンズＸＭＬ定義書サンプルを基に作成）	「広域避難を促す情報」発信時の文面案 （広域避難計画策定支援ガイドラインを基に作成）
共通	標題			○○区：高齢者等避難　発令	○○区：警戒レベル3高齢者等避難を発令
共通	見出し文			高齢者等避難　発令　20XX 年○月○日○○区	【広域】自主的な避難を促す情報発表、及び危険な場所から高齢者等の避難を指示 20XX 年○月○日○○区
避難情報	発令・解除理由			河川氾濫のおそれがあります。	【広域】東京湾の高潮及び荒川の氾濫のおそれがあります。
避難情報	補足情報			台風第○号により、避難指示の発令を行うこととしている観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達したため。	【広域】台風第○号により、避難指示（自主的な避難を促す情報）の発令を行うこととしている基準を超えたため。
避難情報	避難行動指針			高齢者や避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。	高齢者やその支援者の方は、今すぐ避難してください、鉄道を使って避難する人は、計画運休までに避難を完了してください。安全が確認できなければ、自宅から早期に避難を検討してください
避難情報	詳細情報	警戒レベル		警戒レベル３　※自由記述ではない	警戒レベル３　※自由記述ではない
避難情報	詳細情報	避難情報名		高齢者等避難　※自由記述ではない	高齢者等避難　※自由記述ではない
避難情報	詳細情報	発令地区別	発令・解除理由	A川において河川氾濫のおそれがあります。	（地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「発令・解除理由」と同様）
避難情報	詳細情報	発令地区別	補足情報	台風第○号により、A川のXX水位観測所の水位（レベル３水位）である○○mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれているため。	（地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「補足情報」と同様）
避難情報	詳細情報	発令地区別	避難行動指針	高齢者や避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。	（地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「避難行動指針」と同様）

2) 「広域避難を促す情報」を発表する場合

青色：広域避難に係る情報

表　Ｌアラートの文面案（広域避難を促す情報）

記載場所				通常避難の文面例 （公共情報コモンズＸＭＬ定義書サンプルを基に作成）	「広域避難を促す情報」発信時の文面案 （広域避難計画策定支援ガイドラインを基に作成）
共通	標題			○○区:避難情報　発令	○○区:警戒レベル4避難指示を発令
共通	見出し文			避難情報　発令　20XX　年○月○日　○○区	【広域】広域避難を促す情報発表、及び危険な場所から全員避難 20XX 年○月○日　○○区
避難情報	発令・解除理由			河川氾濫のおそれがあります。	【広域】東京湾の高潮及び荒川の氾濫のおそれがあります。
避難情報	補足情報			台風第○号により、避難指示の発令を行うこととしている観測所の水位が避難判断水位(レベル 4 水位)に到達したため。	【広域】台風第○号により、避難指示の発令を行うこと(広域避難を促す情報)としている基準を超えたため。
避難情報	避難行動指針			避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。	自宅の安全が確認できた方以外は、今すぐ安全な親戚・知人宅、宿泊施設、広域避難先施設等へ避難してください。鉄道による避難は、計画運休までに完了してください。要配慮搬送以外の自家用車使用を控えてください。
避難情報	詳細情報	警戒レベル		警戒レベル 4　　※自由記述ではない	警戒レベル 4　　※自由記述ではない
避難情報	詳細情報	避難情報名		高齢者等避難　　※自由記述ではない	高齢者等避難　　※自由記述ではない
避難情報	詳細情報	発令地区別	発令・解除理由	A 川において河川氾濫のおそれがあります。	(地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「発令・解除理由」と同様)
避難情報	詳細情報	発令地区別	補足情報	台風第○号により、A 川の XX 水位観測所の水位(レベル 4 水位)である○○mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれているため。	(地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「補足情報」と同様)
避難情報	詳細情報	発令地区別	避難行動指針	避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。	(地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「避難行動指針」と同様)

3) 「垂直避難を促す情報」を発表する場合

青色：広域避難に係る情報

表　Ｌアラートの文面案（垂直避難を促す情報）

記載場所				通常避難の文面例 （公共情報コモンズＸＭＬ定義書サンプルを基に作成）	「垂直避難を促す情報」発信時の文面案 （広域避難計画策定支援ガイドラインを基に作成）
共通	標題			○○区:避難情報　発令	○○区:警戒レベル4避難指示を発令
共通	見出し文			避難情報　発令　20XX 年○月○日　○○区	【広域】垂直避難を促す情報発表、及び危険な場所から全員避難 20XX 年○月○日　○○区
避難情報	発令・解除理由			河川氾濫のおそれがあります。	【広域】東京湾の高潮及び荒川の氾濫のおそれがあります。
避難情報	補足情報			台風第○号により、避難指示の発令を行うこととしている観測所の水位が避難判断水位（レベル 4 水位）に到達したため。	【広域】台風第○号により、避難指示の発令を行うこと（垂直避難を促す情報の発表）としている基準を超えたため。
避難情報	避難行動指針			避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。	鉄道各社の計画運休が開始されました。広域避難が困難な人は、浸水しにくい場所に移動して身の安全を確保してください。建物等の管理者は、周辺にいる人を可能な限り受け入れてください。
避難情報	詳細情報	警戒レベル		警戒レベル４　　※自由記述ではない	警戒レベル４　　※自由記述ではない
避難情報	詳細情報	避難情報名		避難指示　　※自由記述ではない	避難指示　　※自由記述ではない
避難情報	詳細情報	発令地区別	発令・解除理由	A 川において河川氾濫のおそれがあります。	（地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「発令・解除理由」と同様）
避難情報	詳細情報	発令地区別	補足情報	台風第○号により、A 川の XX 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）である○○mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれているため。	（地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「補足情報」と同様）
避難情報	詳細情報	発令地区別	避難行動指針	避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。	（地区毎に発令する場合に使用。内容は上記「避難行動指針」と同様）